

2018

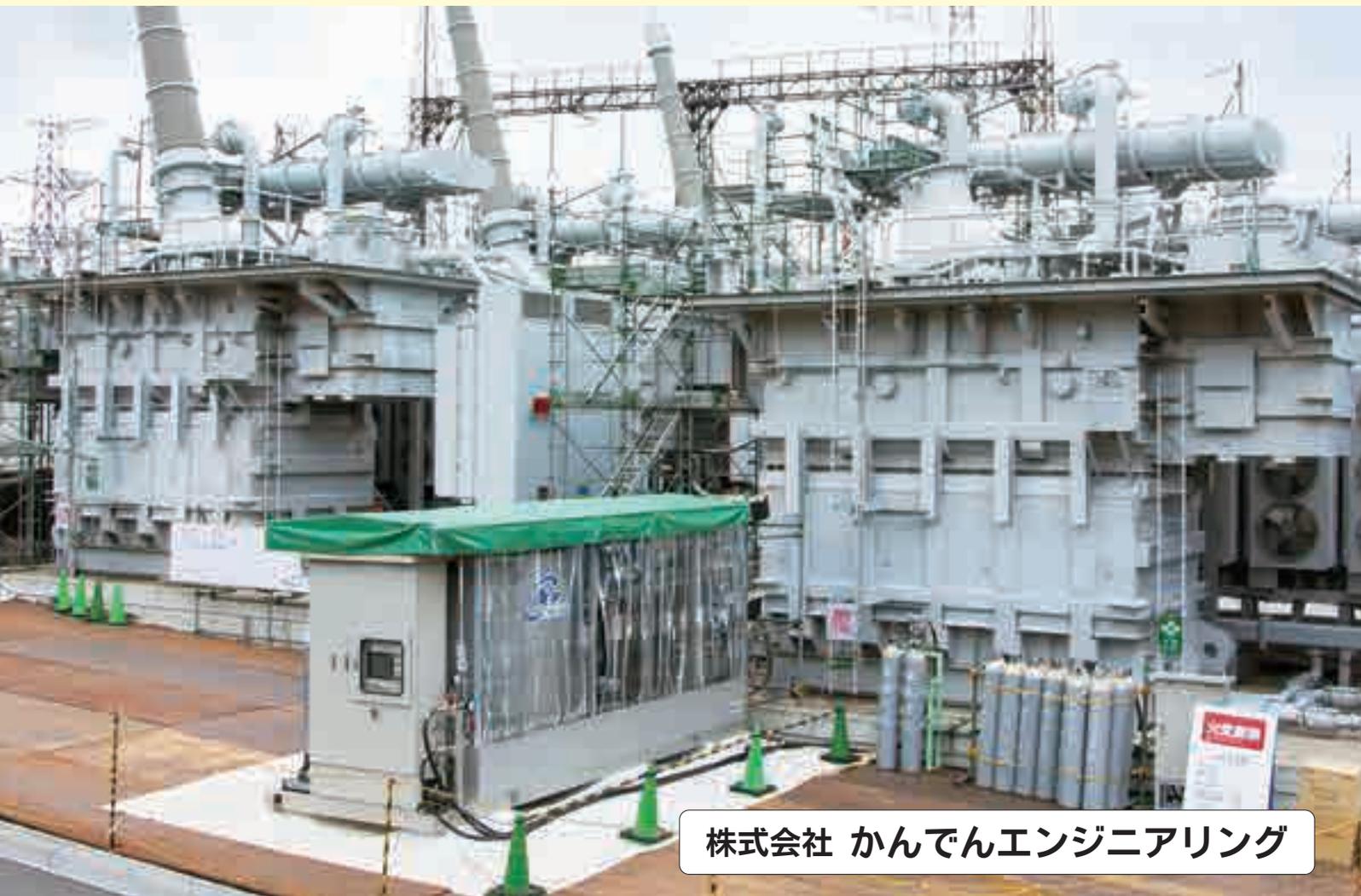
9

SEPTEMBER

Vol.74

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 かねでんエンジニアリング

特集

平成29年改正廃棄物処理法
Q & A 集



公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

廃棄物 管理士 講習会

平成29年10月施行
改正令等(水銀関係)
平成30年4月施行
改正法
対応!

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

開催期日

	開催期日	受講日数	定員
平成30年	10月12日(金)	1日	100名
	12月7日(金)	1日	100名
平成31年	1月18日(金)	1日	100名
	3月15日(金)	1日	100名

受講料

12,000円(資料代/消費税込み)

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL: 06-6354-1927



受講のメリット

- ①本講習会の修了者は、公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- ②本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- ③本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証明書として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- ④本講習会の受講者は、研修学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

この度の「大阪府北部地震」、「台風第21号および高潮」でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

被災された地域の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

C O N T E N T S

特集●平成29年改正廃棄物処理法Q & A集 環境省環境再生・資源循環局	2
行政情報●	8
●優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について（通知） 平成30年6月8日環循規発第1806081号	
●建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知） 平成30年6月22日環循適発第1806224号・環循規発第1806224号	
●建築物の解体時等における残置物の取扱いに関する事例等について 平成30年6月22日事務連絡	
●平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する 環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知） 平成30年8月10日環循適発第1808101号・環循規発第1808101号	
●廃棄物最終処分場設置者に係る法人税等の特例措置について	
事業報告●	24
●施設見学会、他	
クローズアップ①～④●	30
廃棄物処理先進事例調査●	38
●第25回 株式会社タダノ・志度工場	
事業案内●	44
新規入会会員紹介●	48
会員紹介●株式会社かんでんエンジニアリング	50
新刊紹介●	56
バックナンバーのご案内●	57
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	
編集後記●	61

表紙写真提供：株式会社かんでんエンジニアリング

本店 〒530-6691 大阪府大阪市北区中之島6-2-27
福崎事業所 〒552-0013 大阪府大阪市港区福崎3-1-176

特集

平成29年改正廃棄物処理法Q&A集

平成29年に改正された廃棄物処理法につきましては、その概要や要綱、新旧対照、さらには関係通知・ガイドライン等を含め、これまでも本誌にて適宜ご紹介申し上げてきたところですが、今般、環境省（環境再生・資源循環局）からQ&A集が公開されましたので、下記のとおり、お示いたします。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会事務局

Q&A 電子マニフェスト使用の一部義務化等について

※ここでは電子マニフェスト使用の一部義務化等に関する一般的な考え方を示しています。個別具体的な判断については、所在地の都道府県等へ御相談ください。

1. 義務対象について

Q1-1. 電子マニフェスト使用義務の対象となるのは、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場のみであって、その他の事業場は紙マニフェストの使用が認められるという理解でよいか。

A1-1. 前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合のみ義務対象となります。
※2020年4月1日施行

Q1-2. 電子マニフェスト使用義務の対象となる事業場であっても、いわゆる普通産廃やPCB廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストを使用してもよいか。

A1-2. 義務対象となるのは特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合のみであり、同一の事業場から発生するものであってもいわゆる普通産廃やPCB廃棄物の処理を委託する際は紙マニフェストの使用も可能です。ただし、電子マニフェストと紙マニフェストを併用するよりも完全に電子化したほうが業務の効率化などが図られるため、積極的に電子化していただくことをお勧めします。
※2020年4月1日施行

Q1-3. 特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が、2018年度50トン以上、2019年度50トン未満の場合、2020年度は義務対象となるが2021年度は義務対象から外れるのか。

A1-3. 義務対象となるか否かは年度ごとに判断しますので、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れることとなります。
一方で、その後再び特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上となった場合は、その翌々年度は再び義務対象となりますので、年間50トン以上となる可能性がある場合は引き続き電子マニフェストを使用することをお勧めします。
※2020年4月1日施行（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画への記載は2019年4月1日施行）

Q 1 - 4. 建設業等で複数の作業現場が存在する場合、電子マニフェスト使用義務の対象となるか否かの判断は、作業現場ごとの年間排出量を基準に行えばよいのか、あるいは合算して判断するのか。

A 1 - 4. 義務対象者となるか否かは、具体的には多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の排出量を基準に判断します。

建設業等の場合、適正処理の観点から、処理計画の提出が必要な多量排出事業者に当たるか否かは都道府県等の区域内の作業現場を合わせて判断し、当該区域内の作業現場を総括的に管理している支店等ごとに当該区域内に係る処理計画等を作成することとなっています。

したがって、電子マニフェスト使用義務の対象となるか否かについても、当該都道府県等の区域内の作業現場の排出量を合算して判断することとなります。

※2020年4月1日施行（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画への記載は2019年4月1日施行）

2. 電子マニフェストの使用が困難な場合について

Q 2 - 1. 電気回線の故障、天災その他やむを得ない事由により、電子マニフェストの登録が困難となった場合、一時的に発生した「やむを得ない事由」の復旧後3日以内に登録すればよいのか。

A 2 - 1. 「やむを得ない事由」からの復旧を待たずに、電子マニフェストに代えて速やかに紙マニフェストを交付して特別管理産業廃棄物の処理を滞りなく進めることが重要であると考えています。その際、その理由とやむを得ず紙マニフェストを交付する旨を紙マニフェストの備考・通信欄に記載してください。

復旧後の処理委託に当たっては、「やむを得ない事由」の発生前と同様、当該産業廃棄物の引き渡しから3日（土日祝日・年末年始を含めない）以内に電子マニフェストの登録を行ってください。

※2020年4月1日施行

Q 2 - 2. 電子マニフェストに対応した処理業者に委託をすると著しく運搬コストがかかる場合は、電子マニフェストに対応した処理業者に委託をすることが困難であると認められる場合として、紙マニフェストの交付が認められるか。

A 2 - 2. 電子マニフェストに対応している処理業者が著しく遠方にしか存在しない場合等は、「その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合」に該当する場合もあると考えられます。実際には、個別具体的な状況に応じて判断されるべきものと考えています。

※2020年4月1日施行

Q 2 - 3. 普段から特別管理産業廃棄物の処理を特定の処理業者に委託しており、当該業者が電子マニフェストに対応していない場合は、電子マニフェストに対応した処理業者に委託をすることが困難であると認められる場合として、紙マニフェストの交付が認められるか。

A 2 - 3. 当該処理業者にしかできない特殊な処理があるわけではなく、同様の処理ができ、かつ電子マニフェストに対応した業者が存在するのであれば、電子マニフェストに対応した処理業者に委託をすることが困難な場合には当たらず、紙マニフェストの交付は認められません。当該処理業者に引き続き処理を委託するには、電子マニフェストに対応してもらうことが必要です。

※2020年4月1日施行

3. 電子マニフェストの登録期限について

Q 3 - 1. 電子マニフェストの登録期限が、土日祝日及び12月29日～1月3日を含めず3日以内に見直されるが、お盆の長期休暇期間や会社の創立記念日等は含むのか。

A 3 - 1. お盆の長期休暇期間や会社の創立記念日等は引き続き登録期限の3日間に算入されます。なお、今般の改正で土日祝日及び12月29日～1月3日は算入されないこととなりましたが、適正処理の観点からは速やかな登録が必要です。産業廃棄物を引き渡す日を調整するなど、法の規定を遵守した上で適切に運用してください。

※2019年4月1日施行

4. その他

Q 4 - 1. 特別管理産業廃棄物については電子マニフェストを使用し、いわゆる普通産廃については紙マニフェストを交付するなど、電子マニフェストと紙マニフェストを両方使用している場合、交付等状況報告は紙マニフェストを交付したものだけを集計すればよいか。

A 4 - 1. 交付等状況報告では紙マニフェストを交付したものだけを集計してください。ただし、電子マニフェストと紙マニフェストを併用するよりも完全に電子化したほうが業務の効率化などが図られるため、積極的に電子化していただくことをお勧めします。

Q&A 有害使用済機器保管等届出制度について

※ここでは有害使用済機器保管等届出制度に関する一般的な考え方を示しています。個別具体的な判断については、所在地の都道府県等へ御相談ください。

1. 届出について

Q 1 - 1. リユース品（再使用可能な製品）の買取・整備・販売等を行う業者も届出が必要か。

A 1 - 1. リユース品のみを取り扱う場合は、有害使用済機器保管等業者に該当しないため、届出は不要です。

ただし、使用を終了した機器の取扱いも事業目的とする等、有害使用済機器の保管又は処分も本来の業務として行うものと判断される場合は届出が必要です。

※ 法第17条の2第1項において、有害使用済機器は「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と規定されています。

その機器本来の用途で再使用される機器は同項の「使用を終了した」ものではないことから、有害使用済機器ではないため、使用が可能な機器のみを取り扱う事業者は本制度の届出対象にはなりません。

Q 1 - 2. 引き受けた金属スクラップの中に有害使用済機器が混入していた場合で、展開・確認に時間がかかるなどして受付拒否や返品が難しい場合、届出が必要か。

A 1 - 2. 有害使用済機器の受入れを行っていない旨を排出者に対して事前に明示的に伝えておくことを

推奨します。それでも有害使用済機器が反復継続して混入し、保管又は処分を行う場合には、有害使用済機器の保管又は処分を業として行っていると解されるため、届出及び有害使用済機器の保管・処分の基準の遵守が必要となります。

Q 1 - 3. 家電製品を販売した際、商品と引き替えに使用済みの製品を下取りすることがある。届出が必要か。

A 1 - 3. 下取りされた使用済製品に関しては、下取りをした者が排出者となるため届出は不要です。

Q 1 - 4. 有害使用済機器を解体する場合は、保管と処分どちらの届出が必要になるのか。

A 1 - 4. 保管に付随する解体（手解体を含む。）の場合は保管の届出、処分に付随する解体の場合は保管及び処分の届出が必要となります。

Q 1 - 5. 200平米の事業場のうち、50平米の保管場所で有害使用済機器の保管を行っている。保管場所が100平米を超えないので届出不要か。

A 1 - 5. 届出が必要です。

事業場全体の面積が100平米を超えない場合に届出不要となります。

Q 1 - 6. 有害使用済機器の回収は、届出なしで行うことができるのか。

A 1 - 6. 有害使用済機器の収集運搬については、届出の必要はありませんが、回収後に業として行われる保管又は処分については届出が必要になります。なお、回収した物品の性状等によっては廃棄物の無許可収集運搬に該当するおそれがあり、その場合は罰則等の対象となります。

2. 保管・処分の基準について

Q 2 - 1. 産業廃棄物処理業等の許可等（金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等）を受けている事業場内であれば、どこでも有害使用済機器の保管を行ってよいか。

A 2 - 1. 産業廃棄物処理業等の許可等（金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等）を受けている事業場については、適正な保管が見込まれることから届出不要としているものですので、有害使用済機器の保管基準を参考にするなど、生活環境保全上の支障が生じないよう適正な保管ができる場所で取り扱うべきであると考えられます。

Q 2 - 2. 有害使用済機器を屋内で保管又は処分する場合でも、地下浸透防止措置等を講じる必要があるか。

A 2 - 2. 汚水が生ずるおそれがある場合は屋内で保管又は処分する場合にあっても地下水汚染の防止等の措置を講じる必要があります。

Q 2 - 3. 不燃性の容器を用いて有害使用済機器の保管を行う場合も、2mの離隔距離を設ける必要があるのか。

A 2 - 3. 構造耐力上安全な金属製の容器等の不燃性の容器が仕切りの役割を果たす場合は、離隔距離を設けていただく必要はありません。

Q 2 - 4. 廃棄物と有害使用済機器の帳簿は別々につけなければならないのか。

A 2 - 4. 共通の帳簿とすること自体は問題ありませんが、それぞれの処理における必要な記載事項を記録するとともに、廃棄物及び有害使用済機器の処理について正確に把握できるようにする必要があります。適正に処理を行ったことを明らかにするものですので、明確かつ分かりやすく記載いただくことが望ましいと考えられます。

- Q 2 - 5. 産業廃棄物と有害使用済機器をまとめて処理委託し、マニフェストにもまとめて記載したいが問題ないか。
- A 2 - 5. 産業廃棄物に係る委託契約やマニフェストの内容が不明確となるため、避けてください。なお、産業廃棄物と政令第16条の2に規定する品目（有害使用済機器対象品目）をまとめて処理委託する場合、有害使用済機器対象品目は全体として廃棄物として取り扱われ、有害使用済機器に該当しないと考えられます。

3. その他

- Q 3 - 1. 排出者が無届の業者に有害使用済機器を引き渡した場合、当該排出者は罰則や命令の対象となるのか。
- A 3 - 1. 有害使用済機器の排出者に対する罰則や命令の適用はありませんが、無届で有害使用済機器の保管や処分を行う業者は罰則や命令の対象となりますので、届出済みの業者に引き渡していただく必要があります。
- ただし、仮に引き渡した使用済みの機器が廃棄物に該当するものであった場合は、委託基準違反として排出者も罰則や命令の適用を受ける可能性がありますので御留意ください。
- Q 3 - 2. 取引先の業者が有害使用済機器の保管等の届出を行っているか否かはどのように確認すればよいのか。
- A 3 - 2. 有害使用済機器の保管場所（処分・再生の場所）として届出を行っている（又は届出不要となっている）か否かや、取り扱う有害使用済機器の品目及び保管・処分の方法を当該業者に確認する、管理者及び連絡先等の記載がある掲示板が設置されていることを確認する等によりお確かめください。掲示板は設置されているが明らかに環境保全措置が講じられていないなど、適正な処理が行われているか疑わしい場合は、必要に応じて所在地の都道府県又は政令市へお問い合わせください。
- Q 3 - 3. 無届で有害使用済機器を保管している事業場を見つけたが、どうすればよいか。
- A 3 - 3. 当該事業場が存在する都道府県又は政令市に御連絡ください。

Q&A その他改正事項(親子会社認定等)について

※ここでは二以上の事業者による一体的処理の特例(親子会社認定)等に関する一般的な考え方を示しています。個別具体的な判断については、所在地の都道府県等へ御相談ください。

1. 二以上の事業者による一体的処理の特例(親子会社認定)について

- Q 1 - 1. 同一敷地内に所在する二以上の事業者が産業廃棄物の保管場所を共有し、それぞれの排出した産業廃棄物を混合した上で、外部に委託したいと考えている。このように全く処理を行わない場合でも、認定を受けることが可能か。
- A 1 - 1. 一体的処理の内容として収集、運搬又は処分を行う場合でなければ認定を受けることはできません。なお、認定に係る収集、運搬又は処分に伴い、当該認定に係る廃棄物の保管場所を認定グループ内で共有することは可能です。

Q 1 - 2. 処分を行わず、収集運搬のみの認定を取得することは可能か。

A 1 - 2. 収集、運搬又は処分のいずれかを一体として行う場合であれば認定対象となります。したがって、収集運搬のみの認定を取得することも可能です。

Q 1 - 3. 孫会社を含めて認定を取得することは可能か。

A 1 - 3. 親会社と孫会社の関係では議決権保有割合の要件を満たすことができないため、認定を受けることはできません。

Q 1 - 4. 産業廃棄物処理業者を含めて認定を取得することは可能か。

A 1 - 4. 産業廃棄物処理業者を含めて認定を取得することは可能ですが、産業廃棄物処理業者として受託する廃棄物の処理と、認定に係る廃棄物の処理とを区分して行う必要があります。また、申請者の全てが中間処理業者のみであって、当該申請に係る産業廃棄物が中間処理産業廃棄物のみである場合は、法第12条の7第1項に規定する場合に当てはまらないため、認定の対象となりません。

Q 1 - 5. 同一都道府県内の複数の市町村で積卸しを行おうとする場合は、都道府県と市町村の両方に申請する必要があるのか。

A 1 - 5. 基本的には都道府県のみへの申請で足りますが、政令市の区域内で積替え又は処分若しくは再生を行う場合は、都道府県に加えて政令市にも申請が必要です。

なお、一の政令市の区域内のみにおいて積卸し及び処分を行う場合は、当該政令市のみへの申請で足ります。

Q 1 - 6. 認定に係る処理を行った産業廃棄物を、認定外の産業廃棄物処理業者に共同して委託する場合、マニフェストはどのように記載すればよいのか。

A 1 - 6. 電子マニフェストの場合はあらかじめ認定事業者全員で共同アカウントを取得した上で当該アカウントを使用して登録してください。

紙マニフェストの場合は認定事業者全員の連名で交付してください。認定事業者数が多く紙マニフェストの排出事業者欄に記載し切れない場合であっても、原則として排出事業者欄に主な二者（統括的管理者（親会社）及び認定に係る処理を行う者）を記載するとともに積卸し及び処分を行う区域の認定番号を記載した上で別紙を添付する、紙マニフェストを複数枚使用する等により対応願います。

2. 処理困難通知について

Q 2 - 1. 許可を取り消された者等から処理困難通知を受けた排出事業者は、何らかの義務を負うのか。

A 2 - 1. 処理困難通知を受けた排出事業者は、法第12条の3第8項の規定に基づき、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこととされています。加えて、通知を受けた日から30日以内に、措置内容等報告書を都道府県知事等に提出する必要があります。

行政情報

環循規発第1806081号
平成30年6月8日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について (通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）を認定する、いわゆる優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（平成27年3月改訂））に基づき運用いただいているところである。

優良認定制度における認定基準（以下「優良基準」という。）のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号又は第10条の16の2第2号に定める事業の透明性に係る基準については、同号に掲げる公表事項を一定期間継続して公表し、所定の場合に更新することとしている。しかしながら、各都道府県等において当該基準への適合性の判断に係る考え方が必ずしも統一されていないことから、優良認定を伴う許可に係る許可の更新の申請を行おうとする産業廃棄物処理業者に無用な負担を生じさせているとの指摘や、企業の実務運営等にそぐわない過度に厳格な運用により優良認定が受けられないとの指摘もなされている。これらの指摘を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第1号）により、財務諸表等の公表については、企業の実務運営等に即した取扱いがなされるよう、規定の趣旨を明確化したところである。

このたび、財務諸表等以外の公表事項についても、優良認定制度の趣旨を踏まえて各都道府県等において制度の適切な運用がなされるよう、優良基準のうち事業の透明性に係る基準への適合性の判断等に係る考え方を以下のとおり示すこととしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

ADMINISTRATION INFORMATION

記

第一 公表事項に係る情報を更新すべき場合について

優良基準のうち、規則第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号又は第10条の16の2第2号に定める事業の透明性に係る基準については、同号に掲げる公表事項を対応する所定の場合に更新することとしている。当該基準の適合性については、1及び2並びに最新の企業情報を広く排出事業者等に公開するという事業の透明性に係る基準の趣旨に照らして判断されたい。また、速やかに最新の情報を更新する等、当該基準に係る軽微な補正のみによって優良基準を満たすことができるものは、補正させた上で優良認定を与えることが適当である。

1 変更の都度更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「変更の都度」としているものについては、変更後遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

2 一年に一回以上更新すべきもの

公表事項のうち、更新すべき場合を「一年に一回以上」としているものについては、排出事業者等が産業廃棄物処理業者に係る最新の情報を確認できるよう、少なくとも毎年必要な情報を更新すべきとの趣旨で規定しているものである。したがって、産業廃棄物処理業全体の優良化を図ることが優良認定制度の趣旨であることや、情報の集計時期の設定、更新時期の曜日のずれ等の更新に係る事務的な理由により毎年の更新日が前後する可能性があることを踏まえ、これらの場合であっても、遅滞なく情報を更新すれば足りるものと解することが適当である。

一方、代表者等の氏名及び就任年月日、人員配置並びに運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況については、一年を超える期間変更がない場合も想定されるが、当該情報の変更がない場合であっても、排出事業者等が最新の情報を容易に確認できるよう、一年に一回以上の更新を求める趣旨で規定しているものであり、当該情報の変更がないにもかかわらず365日に一回以上の単純な更新記録を残すことまでを求めるものではない。したがって、複数項目について最終更新日をまとめて明記する等により、排出事業者等においてそれが最新の情報であることが認識可能な状態とすることをもって足りるものと解することが適当である。

第二 許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

本通知の発出前に従前の優良認定を伴う許可に係る初回の許可更新を受けた産業廃棄物処理業者であって、公表事項の更新時期のみをもって優良認定を伴わない許可更新を受けた業者が、当該許可の更新期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事等は当該業者について優良基準への適否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、優良基準のうち事業の透明性に係る基準の運用の差異により、優良認定を受けることができなかった業者への配慮を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、本通知の発出前に従前の優良認定を伴う許可に係る初回の許可更新を受けた産業廃棄物処理業者であって、公表事項の更新時期のみをもって優良認定を伴わない許可更新を受けた業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。

行政情報

環循適発第1806224号
環循規発第1806224号
平成30年6月22日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長
（公印省略）

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて （通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成26年2月3日付け環廃産発第1402031号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で周知しているところであるが、平成29年2月に中央環境審議会において取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「現状と課題」として、「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。」とされ、「見直しの方向性」として、「地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされたところである。

については、貴職におかれては、建築物の解体時等における残置物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に従った適正な取扱いがなされるよう、下記事項について、貴管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管内の市町村に対し、当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 残置物の処理責任の所在について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。一方、建築物の解

ADMINISTRATION INFORMATION

体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

都道府県及び市町村におかれては、以上の点について、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策について

解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。

都道府県及び市町村におかれては、一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合等には、当該市町村における一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（適切な排出方法、市町村が自ら処理しない廃棄物については連絡すべき一般廃棄物処理業者等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう指導されたい。

また、一般廃棄物に該当する残置物について、いわゆる夜逃げ等により当該建築物の所有者等が所在不明であるなどにより、当該建築物の所有者等による適正な処理が行われない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条各号に掲げる基準に従い市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、市町村におかれては一般廃棄物の適正な処理を確保されたい。

なお、残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者によっては、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならないことに留意が必要であり、市町村は、廃棄物処理法第7条第5項各号又は第10項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。また、残置物の処理を受託する者において一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となる場合には、廃棄物処理法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例を活用することが可能であるので、併せて留意されたい。さらに、同条の規定に基づく届出の際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の17第3項第2号ハの規定に基づき、市町村からの委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者であることを示す書類を添付する必要があるため、市町村におかれては、当該特例の活用が想定される場合には、文書による委託を行う等、当該届出に必要な書類が準備できるよう配慮されたい。

3. その他

リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合においても、当該建築物の所有者等が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、都道府県及び市町村におかれては、1. 及び2. の趣旨に鑑み、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたい。

行政情報

事務連絡
平成30年6月22日

各都道府県・各政令市廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

建築物の解体時等における残置物の取扱いに関する 事例等について

日頃より廃棄物処理行政の推進について、種々御尽力、御協力いただき深く感謝しております。さて、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては、「建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）」（平成26年2月3日付け環廃産発第1402031号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）及び「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（平成30年6月22日付け循環適発1806224号・循環規発1806224号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により周知徹底及び適切な指導をお願いしているところです。

残置物の取扱いについては、地方公共団体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者が連携し、解体工事の発注者や元請業者等に対して適正な処理方法を周知すること等により、残置物の円滑な処理が行われている事例があります。貴部（局）におかれましては、別紙1も参考に、残置物の適正な取扱いについて、必要に応じて関係部局とも連携し、ホームページ等を活用した広報やリーフレットによる説明なども含め、様々な機会をとらえて建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、管内の市町村に対し、同様に当該市町村管内関係者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いいたします。

また、建築物の解体時等における残置物の適正な処理のため、別紙2のとおり解体工事の発注者及び建設元請業者向けのリーフレットを作成しましたので、建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等の関係者への周知等の際に適宜御参照、御活用ください。

【本件に関する連絡先】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 大塚、渡井、大城
TEL 03-3581-3351（内線6857） FAX 03-3593-8263
E-mail : hairi-haitai@env.go.jp

廃棄物規制課 服部、川上
TEL 03-3581-3351（内線7859） FAX 03-3593-8264
E-mail : hairi-sanpai@env.go.jp

別紙1

御施主(家主)・建設元請のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

**家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に
『残置物(不要家財)』の
処分が必要です。**

建築物解体・リフォームに伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする家屋等に残された残置物(不要家財)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められております。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、「一般廃棄物」については、市町村もしくは市町村が許可した業者が、「産業廃棄物」については、岐阜県の許可した業者が取り扱うことができます。

※残置物とは…

建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事業所等の解体・リフォームから発生する残置物は廃棄物の性状により、一般廃棄物若しくは産業廃棄物となります。(平成26年2月3日環境省通知)

行政情報

残置物(不要家財)の種類を目安は次の通りです

家電製品類	家具・寝具類	趣味用品・その他可燃ごみ
照明器具・電気スタンド	机・椅子	衣類
携帯電話・スマートフォン	テーブル・ソファ	紙・書籍類
電話・FAX	応接セット	遊戯具
扇風機	座椅子	プリンター・コピー機
空気清浄機	カラーボックス	楽器類
ビデオデッキ・各種レコーダー	衣装箱	食器類
ラジカセ・CD・DVDプレイヤー	鏡・鏡台	調理器具
各種ゲーム機	電話台	調理台・レンジ台
加湿器	テレビ台	米びつ
炊飯器	洗面化粧台	自転車・車椅子
電子レンジ	棚(本・戸・食器)	一輪車・三輪車
食器洗乾燥機	ロッカー	芝刈り機
オーブントースター	タンス	ミシン
ホットプレート	カーテン	卓上ガスコンロ
浄水器	カーペット・じゅうたん	鉢・プランター
ポット	ついたて	スーツケース
ストーブ・ファンヒーター	アイロン台	健康器具
ガス湯沸器	下駄箱	傘
ガス台	ベッド	ベビーカー・チャイルドシート
電気こたつ	布団・毛布・座布団	脚立
掃除機	マットレス	ゴルフ用具・スキー用具
スポンプレッサー	傘立て	スポーツ・アウトドア用品
アイロン 等	キャスターハンガー 等	物干し竿・物干し台 等

※作り付けの家具は、解体・リフォーム工事の対象物になります。

ADMINISTRATION INFORMATION

家電リサイクル法対象品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	エアコン(室内機・室外機・ウィンドタイプ)
冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・ワイン庫・冷温庫	洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法処理いたしますので、リサイクル券の貼り付けが必要になります。
- 収集運搬料金に別途リサイクル費用が必要となります。
- 一部対象にならないもの(天井埋め込み型のエアコンやプロジェクションテレビ、業務用保冷庫など)もあります。

パソコンリサイクル

パソコン本体(ディスプレイ一体型)	ディスプレイ(CRT・液晶)
-------------------	----------------

- パソコンについては、「資源有効利用促進法」または「小型家電リサイクル法」に基づいて、再資源化が行われております。
- 詳しくは各市町村担当窓口又は一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>)へお問い合わせください。

小型家電リサイクル

- 2013年4月から小型家電リサイクル法がスタートしました。
- ご家庭で使用される幅広い家電製品が対象となっており、市町村ごとに回収対象としている品目が異なりますので、各市町村窓口へお問い合わせください。
- 不要品無料回収業者に、小型家電製品の回収を依頼することは違法です。

し尿くみ取り・浄化槽のことは
お住まいの市町村にお問い合わせください。

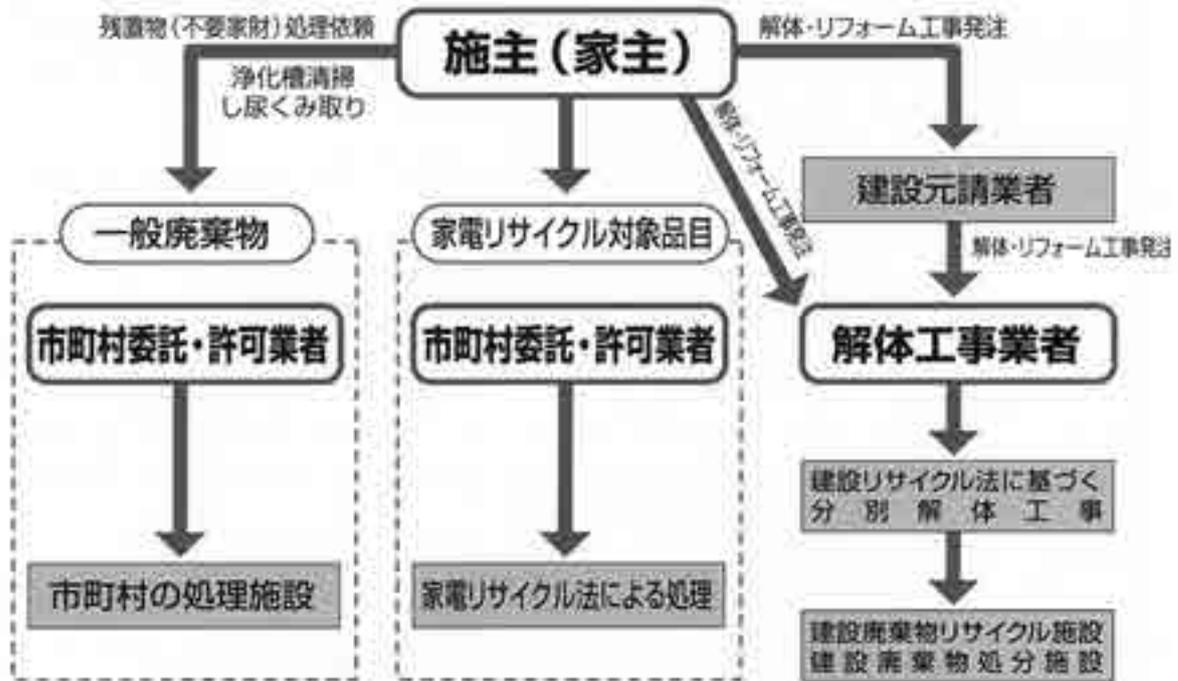
残置物(不要家財)や家電リサイクル法対象廃棄物等の処理方法は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。具体的な取り扱いについては、事前にご相談ください。

岐阜県清掃事業協同組合
連絡先 TEL.058-276-8456

行政情報

残置物(不要家財)処分から分別解体・リフォーム工事实施への流れ

不要家財などの残置物は解体・リフォーム工事着手前に必ず処理しなければなりません。
解体・リフォーム工事に着手する一週間ほど前に、一般廃棄物処理業者へのご連絡をお願いします。



不要家財処理及び家屋解体工事のご相談は、下記にご連絡ください。

**不要家財処理
のことは**

**岐阜県清掃事業協同組合へ
TEL.058-276-8456**

**家屋解体工事
のことは**

**岐阜県土木建築解体事業協同組合へ
TEL.058-274-3315**

**岐阜県解体・建廃事業協同組合へ
TEL.058-277-8861**

私達は、廃棄物の適正処理推進に協力して取り組んでいます。

※このリーフレットは、岐阜県廃棄物対策課の監修のもと作成しました。

作成日 2014.8

別紙2

解体工事等を発注する建築物の所有者等・建設工事元請等のみなさまへ

残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等(「残置物」と言います)は、解体・リフォーム工事の前に、残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

家庭の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、市町村の指定する方法で処理をお願いいたします。
- ◆ 解体業者、不用品回収業者など、市町村の一般廃棄物処理業の許可を握っていない業者(※1)が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています(※2)。

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則:5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科



市町村の指定する方法



解体業者、不用品回収業者等(一般廃棄物処理業の許可なし)が回収

事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理をお願いいたします。
 - ・一般廃棄物: 一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を受託した業者
 - ・産業廃棄物: 産業廃棄物処理の許可業者
 - ◆ 建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています(※3)。
- ※3 罰則:3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

行政情報

家電等の処理はどうしたらいいの？

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)

以下の家電4品目は、家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ✓ エアコン (ウィンド形、室内機が壁掛け形又は床置き形のセパレート形)
- ✓ テレビ (ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
- ✓ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
- ✓ 電気洗濯機・衣類乾燥機

※いずれも業務用は除く

詳細的な処理方法については、一般社団法人家電リサイクル協会が運営するウェブサイト「家電リサイクル」をご覧ください。
<http://www.kasei.or.jp/>



家庭は1~3、事務所は1, 2, 4のいずれかにより処理をお願いいたします。

【家庭・事務所共通】

1. 新しく買い換える小売店又は以前購入した小売店に引取りを依頼する。
2. 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する。

【家庭】

3. 家電リサイクル券を貼付して市町村又は市町村が紹介する小売店や一般廃棄物の許可業者に引取りを依頼する。

【事務所】

4. 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物の許可業者に「指定引取場所」までの収集運搬を委託する。

小型家電製品

小型家電製品は、小型家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ①家庭が排出する場合：市町村の窓口へお問い合わせください。
- ②事務所が排出する場合：小型家電リサイクル法の認定事業者(※4)又は産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

小型家電製品とは以下のものを指します。

電話機・FAX	携帯電話・PHS	パソコン(※5)
デジカメ、ビデオ	ステレオセット	電子書籍
ブルーレイプレイヤー	プリンター	電卓
電動ミシン	電動工具(電気ドリル)	フィルムカメラ
ヘルスメーター	医療用電気機械器具	掃除機、電気アイロン
炊飯器、電子レンジ	ドライヤー、電気かみそり	電気マッサージ器
電気こたつ、電気ストーブ	電気芝刈り機	電気スタンド等照明器具
ランニングマシン	電子楽器	ゲーム機
電子時計	ラジオ	

※4 認定事業者及び連絡先一覧 <https://www.emv.go.jp/recycle/recycling/aremetals/trader.html>
 ※5 パソコンについては、市区町村又は一般社団法人パソコン3R推進協会のウェブサイトをご覧ください。 <http://pc3r.jp/>

し尿汲取り・浄化槽のことはお住まいの市町村にお問い合わせください。



問い合わせ先

環境省廃棄物適正処理推進課(電話:03-5501-3154)
 廃棄物規制課(電話:03-5521-9274)
 総務課リサイクル推進室(電話:03-5501-3153)

平成30年6月作成

ADMINISTRATION INFORMATION

環循適発第1808101号
環循規発第1808101号
平成30年8月10日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）
廃棄物規制課長
（公印省略）

平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）

平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成30年環境省令第16号。以下「特例省令」という。）が、平成30年8月10日に公布され、同日施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

平成30年7月豪雨の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5第1項の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第8条第1項の許可を受けないで、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として

行政情報

設置することができ、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第2条第8号）。

なお、法第15条の2の5第1項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる（同条第2項）。

1 特例省令の対象となる場合について

特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、その処理施設において、平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に限定されていること。平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合とは、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内の市町村の委託を受けて平成30年7月豪雨により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第15条の2の5第1項の届出があった場合には、当該届出をした者に対し、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の7の17第4項の受理書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限定されていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

(1) 平成30年7月豪雨により生じた一般廃棄物（京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内において生じたものに限る。）

(2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物

- ① 廃プラスチック類
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物

(3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリ

ADMINISTRATION INFORMATION

クロロエタン、一・一・ニートリクロロエタン、一・三ージクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四ージオキサン及びダイオキシン類

② 有機性の物質

③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿

ア 石綿保温材

イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成10年環境庁告示第34号）を参考にされたいこと。なお、(3)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されること（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第4項）。また、当該処分場の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要があること（規則第12条の7の18）。

4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用されること（令第3条第3号）。

5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、平成32年7月31日に失効すること。そのため、特例省令の失効後、特例安定型最終処分場を法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の埋立処分の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること。

第三 その他

平成30年7月豪雨により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特例安定型最終処分場に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県又は福岡県の区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。

行政情報

● 廃棄物最終処分場設置者に係る法人税等の特例措置について ●

最終処分場設置者の皆様へ(お知らせ) 環境省

廃棄物最終処分場設置者に係る法人税等の特例措置についてお知らせいたします。

最終処分場に維持管理積立金の適切な積立てを図るためにも、本特例措置をご活用ください。

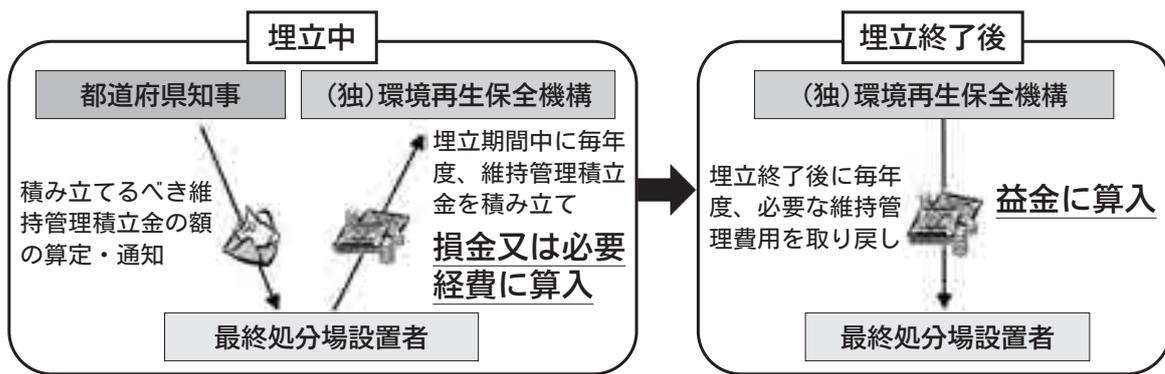
1. 最終処分場における維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置 (法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)

(1) 制度の主旨について

最終処分場は埋立終了後の維持管理費用の支出時期が、収入時期(埋立料金計上時期)よりも後になるとの特有の性格を有していますが、これについて、費用計上の特例を認めることにより、経営の安定に資することを主旨としています。

(2) 制度の概要

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立て(維持管理積立金)について、積立掛において、積立金を損金又は必要経費に算入することができます。図にすると以下のようになります。



❖2010年の税制改正により「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定されました。これにより、「1. 維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置」の申請においては規定の別表の他、「適用額明細書」の提出も必要となりましたのでご注意ください。

制度についてのご質問は、設置許可を受けた逕道府県等又は環境省までお問合せ下さい。

2. 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

（1）制度の主旨について

最終処分場は、埋立処分終了後も環境汚染の危険性がなくなるまでは、事業者は引き続き維持管理をする義務を負うこととなります。これについて、埋立て開始から廃止まで、廃棄物の適正な処理及び最終処分場の適切な維持管理を確保するためにも、事業者の経済的な負担を軽減することを主旨としています。

（2）制度の概要

最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税について、課税免除となります。

対象となる機械については、例えばブルドーザーやパワーショベルなどが考えられます。



〈ブルドーザー〉

軽油引取税が免除



〈パワーショベル〉

※画像はイメージです

❖申請は所定の手続きに則り、適切に行ってください。

制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。

事 業 報 告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（平成30年5月後半～平成30年8月）の概要を紹介します。

災害廃棄物の処理等に関する協定締結式 （泉佐野市）

日 時 平成30年5月28日（月曜日）11時00分
場 所 泉佐野市役所4階／第2市長応接室
協定内容 泉佐野市域における災害により生じた廃棄物の処理について、今後具体的な協力内容について協議を進め、実効性のある協力体制を構築する
出席者 片渕 昭人（会長）
赤澤 健一（理事兼法政策調査委員長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

廃棄物不適正処理巡視事業

日 付 平成30年6月4日（月曜日）
場 所 八尾市、柏原市
参画者 高野誠一郎（収集運搬部会員）
芝田 健（青年部員）
内海 浩子（事務局調査担当）

大阪府産業廃棄物協会表彰

日 時 平成30年6月8日（金曜日）14時00分
場 所 スイスホテル南海大阪／浪華の間
受賞者 ①功労者表彰
大林 正氏（㈱大林 代表取締役）
②優良事業所表彰
（一般部門）関西クリアセンター（㈱）
北本紙業（株）
（建設部門）関西チップ工業（株）
野村興産（株）

③優良従事者表彰

小野 善孝氏（㈱関電パワーテック）
黒木 浩典氏（北大阪清掃（株））
新村 重徳氏（辰巳環境開発（株））
丹井 弘氏（北大阪清掃（株））
長田 政子氏（大幸工業（株））
原 拓史氏（㈱さつき）
平林 崇氏（大栄環境（株））
前田 由美氏（㈱さつき）
山崎 喜靖氏（㈱大建工業所）

11枚賞状の授与の様子



SDGs勉強会

日 時 平成30年6月12日(火曜日) 16時00分
 場 所 大江ビル13階/第3会議室
 講 師 経済産業省近畿経済産業局
 通商部国際課長 橋本 俊次氏
 内 容 近畿経済産業局のSDGs推進の取組について
 参加者数 28名

**平成30年度
第1回電子マニフェスト導入実務研修会**

日 時 平成30年6月13日(水曜日) 10時00分
 場 所 大阪私学会館
 内 容 電子マニフェストシステムの概要説明
 操作(基本設定、登録、照会等)の説明
 講 師 JWNETインストラクタ 森野 孝弘氏

全国産業資源循環連合会近畿地域協議会

日 時 平成30年7月6日(金曜日) 15時00分
 場 所 スイスホテル南海大阪7階/芙蓉の間
 議 題 近畿地域協議会事務局長会議について
 (報告)
 全国産業資源循環連合会活動について
 (報告)
 講 演 産業廃棄物処理と人工知能
 講 師 (株)エックス都市研究所関西支店
 技術顧問・工学博士 山本 攻氏
 参画者 片渕 昭人(会長)
 浜野 廣美(副会長)
 白坂 悦夫(副会長)
 井出 保(副会長)
 河野 俊二(理事)
 濱田 篤介(理事)
 赤澤 健一(理事)
 田中 公治(理事)
 高島 浩司(理事)

法人化30周年記念式典・祝賀会

日 時 平成30年6月8日(金曜日) 17時00分
 場 所 スイスホテル南海大阪8階/浪華の間
 来 賓 環境副大臣 渡嘉敷奈緒美氏
 衆議院議員 片山さつき氏

環境省環境再生・資源循環局次長
 山本 昌宏氏
 (公社)全国産業資源循環連合会会長
 永井 良一氏、他多数



片渕会長による挨拶

環境省環境再生・資源循環局次長
山本昌宏様によるご祝辞

國中 賢一（理事）
 垣中 清忠（理事）
 中條 寿一（理事）
 國中 賢吉（名誉会長兼顧問）
 松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 龍野 浩一（事務局次長）

優良認定推進研修会 （エコアクション21に関する説明会）

日 時 平成30年7月17日（火曜日）13時30分
 場 所 本会会議室
 内 容 法令改正、電子マニフェストの運用、
 エコアクション認証登録制度
 講 師 EA21審査人 西迫一二三氏
 龍野 浩一（事務局次長）
 辻岡 昌子（事務局事業主任）
 参加者数 9名

産業廃棄物処理業におけるリスクアセス メント推進研修会（通常演習コース）

日 時 平成30年7月19日（木曜日）13時30分
 場 所 大江ビル13階 第5・6会議室
 参加者数 36名
 講 義 1 “産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・
 ハットの事例分析”の活用について
 講師 川島 明修（危機管理委員会委員）
 講 義 2 産業廃棄物処理業におけるリスクアセ
 スメントの必要性
 講師 川村 穰（危機管理委員会委員）
 講 義 3 リスクアセスメントの基本と実施に向
 けて
 講師 中央労働災害防止協会
 近畿安全衛生サービスセンター
 専門役 熊田 彰氏
 演 習 リスクアセスメントの体験

全国産業資源循環連合会表彰

日 付 平成30年6月15日（金曜日）
 場 所 明治記念館／逢葉の間
 受賞者 ①地方功労者表彰 垣中清忠氏（理事）
 ②地方優良事業所表彰 ㈱クリエイト
 功成建設㈱
 新興化学工業㈱

③優良従事者表彰
 谷 健治氏
 （大阪ベントナイト事業協同組合）
 渡辺 伸明氏（㈱昇和）

この写真は、2018年6月15日に撮影されたものです。



全国産業資源循環連合会正会員事務局 責任者会議

日 時 平成30年 7月26日(木曜日) 13時30分
場 所 アジュール竹芝／天平の間
議 題 平成30年度事業運営について、他
参画者 松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

平成30年度 電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時 第1回
平成30年 7月27日(水曜日) 10時00分
第2回
〃 14時00分
場 所 大阪産業創造館／パソコン実習室
参加人数合計 34名
内 容 パソコンを使って電子マニフェストのデ
モシステムの操作体験
講 師 辻岡 昌子（事務局事業主任）

施設見学会

日 付 平成30年 8月3日(土曜日)
参加者数 25名

場 所 S.P.E.C.(株)エコレ城南島
(東京都大田区城南島 3-2-8)
高俊興業(株)東京臨海エコ・プラント
(東京都大田区城南島 3-2-15)



S.P.E.C(株)エコレ城南島では、高度分級施設と湿式分級・洗浄施設を設け、埋設廃棄物を性状に応じて総合的に処理することができる。その他、攪拌洗浄施設や混合施設を組み合わせ、埋設廃棄物を建設資材やセメント原料としてリサイクルが行われている。汚染土壌については、自然由来のものも含め、土壌汚染対策法に定める特定有害物質を含む土壌を対象とし、高度分級施設や湿式分級・洗浄施設、混合施設において分級、洗浄処理を行う。



高俊興業(株)東京臨海エコ・プラントでは各素材別の専用ラインを組み合わせたシステムで、手作業と各種の選別機や破碎機などの最新技術を導入し、廃プラスチック、段ボール、木くず、コンクリートがらなどを高精度に選別し、圧縮梱包して出荷されている。機械選別工程には、振動風力選別機、比重差選別機、回転式選別機（トロンメルスクリーン）など多様な技術を採用し、土砂分の多い建設廃棄物を選別、再資源化されている。

エコワールドフェスタ エコを体験するワークショップ



日 時 平成30年 8月19日(日曜日) 11時00分
 主催者 おおさかATCグリーンエコプラザ
 内 容 世界が取り組むSDGsを知るコーナーや
 廃材を利用した手作りコーナー、また
 再生可能エネルギーに関する体験コー
 ナーなどを設置。子供達がエコについ
 て分かりやすく学ぶ機会を提供。本会
 は不法投棄撲滅や3R推進のためのエ
 コイラストコンテストを実施。

廃棄物処理先進事例調査

詳細は本誌38ページに掲載

第1回産廃塾



ここでしか出来ない質疑応答に盛り上がりました

日 時 平成30年 8月29日(水曜日) 13時30分
 場 所 本会会議室
 内 容 産廃業界で働く女性にるプレゼンテーション
 (株)近畿サービス

代表取締役 坂口由香里氏
 (有)清菱

代表取締役 小林 昌代氏
 質疑応答・グループディクカッション
 日常業務で生じる疑問や問題点を参加
 者同士で話し合い、解決策を見出す

参加者数 14名
 司会進行 片渕 則人(組織広報委員)
 北本かおり(組織広報委員)

大規模災害発生時廃棄物対策 近畿ブロック協議会

日 時 平成30年 8月30日(木曜日) 13時00分
 場 所 新大阪丸ビル別館403号室
 議 題 平成30年度の調査・検討事項及びスケジュー
 ル
 平成30年度本省の災害廃棄物処理対策
 の実施予定
 ワーキンググループ等による意見交換
 災害廃棄物の処理に係る調査
 情報伝達訓練
 南海トラフ巨大地震を例としたケース
 スタディー
 平成30年度大規模災害に備えた廃棄物
 処理体制検討事業

参画者 龍野 浩一(事務局次長)

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社○○産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016



平成30年 8月 1日

会 員 各 位

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

会 長 片 瀨 昭 人

大阪府北部地震に伴い生じた災害廃棄物の処理に係る 高槻市への協力について (経緯及び終了のご報告)

平素から本会の事業運営にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本年 6月18日に発生した大阪府北部地震に伴い生じた災害廃棄物につきまして、平成18年 3月に大阪府との間で締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、7月20日付で高槻市から大阪府経由でその処理に係る協力依頼がございました。

対象となる災害廃棄物が少量であることや協力依頼の内容が集積場からの当該廃棄物搬出及び高槻市保有の処分施設までの運搬のみ（中間処理や最終処分の依頼なし）であったこと等から、高槻市内に事業場があり、かつ、昨年 8月に本会が実施した「災害時の協力・支援体制整備のための施設等に関する調査(情報提供)」に回答をいただいた会員（該当した企業 2社）にご協力をいただき、無事、その処理を終了いたしましたので、別添のとおりご報告申し上げます。

別 添

業務完了届

平成30年 7月25日

高槻市長 様

住 所 大阪府大阪市中央区農人橋 1丁目 1番22号
社 名 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
代表者 会長 片 渕 昭 人

「大阪府北部地震に伴う災害廃棄物収集運搬業務」について下記のとおり業務が完了したことを報告します。

記

1 使用機材等実績

種 類	単 位	実 績
作業員（普通作業員）	人/日	4
オペレーター（特殊作業員）	人/日	1
0.13バックホウ（ハサミ）	台/日	1
重機回送費	回（片道1回）	2
4 t ダンプ車（運転手・燃料費込）	台/日	4
2 t ダンプ車（運転手・燃料費込）	台/日	0

2 作業写真
別添のとおり

3 完了日
平成30年 7月25日

1 収集作業写真

作業前



作業中



作業後



2 搬入作業写真

搬入前仮置場



搬入前計量



搬 入



搬入後計量



搬入後仮置場



クローズアップ!

2

平成31年度 住宅・建築物アスベスト改修事業の拡充に係る要望書

平成30年7月

大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町
大阪建物解体工事業協同組合、(一社)大阪ビルディング協会、大阪府運輸倉庫協会、
(公社)大阪府産業資源循環協会、(一社)大阪府宅地建物取引業協会、
大阪府中小企業団体中央会、(一社)全国住宅産業協会関西支部、
(公社)全日本不動産協会大阪府本部、(一社)日本建設業連合会関西支部、
(一社)日本建築協会

【提案・要望事項】

アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」によるアスベスト含有調査等に係る補助の交付対象に、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材も加えられたい。また、アスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に係る補助を平成33年以降も継続されたい。

【背景等】

現行の国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）によるアスベスト含有調査等に係る補助で交付の対象とされているのは、「吹付け建材のうちアスベスト含有の恐れがあるもの」である。具体的には、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、アスベスト含有吹付けパーミキュライト（ひる石）、アスベスト含有吹付けパーライトであり、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材は対象となっていない。

一方で、環境省の技術的助言（平成29年5月30日環境省水・大気環境局大気環境課長通知）により、アスベスト含有仕上塗材は、「建築物等の解体・改造・補修工事において石綿含有仕上塗材を除去・補修する際には、破断せずに除去等を行うことが困難であるため、除去等の工法によっては、石綿が飛散する可能性が指摘されている。このため、除去等の工法に応じた適切な飛散対策を講じる必要がある」ことから、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合等には、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱うこととされた。

以上から、アスベスト含有仕上塗材の使用状況、除去等の工法に応じた適切な飛散防止対策が講じられるよう、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材を、アスベスト含有調査等に係る補助の交付対象とすることを要望するものである。

併せて、国土交通省の推計によると、アスベストを使用している可能性のある民間建築物の解体のピークが平成40年前後に訪れると考えられていることから、平成33年以降もアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に係る補助の継続を要望するものである。

クローズアップ!

3

平成30年度無災害表彰受賞者のご紹介

本会では本年度より安全衛生活動の推進により労働災害の減少に努めた産業廃棄物処理業者及びその役員・従業員を表彰し、もって、産業廃棄物処理業に係る安全衛生の高揚と労働災害の防止に寄与することを目的とした「安全衛生表彰制度」をスタートさせました。この度、産業廃棄物処理業者が対象となる「無災害表彰」の受賞企業が決定いたしましたので、ご紹介いたします。

関西クリアセンター株式会社

代表取締役 伊 山 権 一

所在地 堺市西区築港新町3丁27番地17

産業廃棄物処理業許可の種類

産業廃棄物の収集・運搬業および処分業

特別管理産業廃棄物の収集・運搬業

株式会社共英メソナ

代表取締役 高 島 浩 司

所在地 大阪市西淀川区佃6丁目4番8号

産業廃棄物処理業許可の種類

産業廃棄物の収集・運搬業および処分業

特別管理産業廃棄物の収集・運搬業および処分業

株式会社ジェイ・ポート

代表取締役 樋 下 茂

所在地 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

産業廃棄物処理業許可の種類

産業廃棄物の収集・運搬業および処分業

特別管理産業廃棄物の収集・運搬業

株式会社ハーモニックス

代表取締役 吉 川 貴 雄

所在地 大阪市此花区梅町2丁目2番13号

産業廃棄物処理業許可の種類

産業廃棄物の収集・運搬業および処分業

クローズアップ!

4

労働安全衛生に関する 啓発用ハンドブックを作成します (平成31年度完成予定)

本会では、昨年度から3か年にわたり労働災害防止計画（以下「計画」といいます）を策定し、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上に資する各種事業の取組と強化に努め、平成31年度には、①死亡者数をゼロにする、②休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少させる、とする目標を掲げています。

その一環といたしまして、目下、危機管理委員会では、労働安全衛生に関する啓発を趣旨とするハンドブックの作成を企画しています。作成にあたっては、指導監督庁や関係機関・団体等による協力・助言を得ながら、これを進めて参りますが、会員の皆様におかれましてもアンケートその他の情報・資料提供に関するご協力をお願い等をさせていただくことがあるかもしれません。その折には、産業廃棄物処理業界の労働安全衛生向上のためにご理解の上、積極的にご協力を賜れば幸いです。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

見直そう！安全衛生活動

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が非常に多い業界です。平成28年度厚生労働省「労働災害動向報告」によれば、廃棄物処理業における労働災害の発生頻度は道路貨物運送業と比べて3倍、建設業と比べると5倍となっています。また、全業種に比べより重篤な災害の割合も高くなっています。

このような状況を踏まえ、公益社団法人大阪府産業資源循環協会では、産業廃棄物処理業界における労働災害の削減に向けて本会では平成29年度からの3年間を期間とする「公益社団法人大阪府産業資源循環協会における労働災害防止計画」を策定し、さまざまな安全衛生活動推進に取り組んでいます。

安全衛生活動に取り組もう！

- 安全衛生管理体制を整備しよう
- 労働災害防止のための基本活動
(5S運動・指差呼称・保護具の適切な着用)を
実践しよう
- 安全衛生規程を作成しよう
- 安全衛生状況をチェックしよう
- ヒヤリ・ハット体験を共有しよう
- リスクアセスメント活動に参加しよう

安全衛生事業資料を活用しよう！

- 「産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン」
- 「産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析(第2版)」
- 「廃棄物収集作業マニュアル(第2版)」



※いずれも
協会オリジナルの
資料です

セミナーや研修会に参加しよう！

リスクアセスメント推進研修会

- 演習コース
平成30年7月19日(木) 午後
大江ビル13階
労働災害発生の予防的手段と位置付けられる
リスクアセスメントの演習を行います。
- 規程作成体験コース
平成30年9月13日(木) 午後
大阪産業創造館
実際にパソコンを使って「労働安全衛生規程」を
作成します。

産業廃棄物処理業におけるBCP策定セミナー

- 基礎コース
平成30年11月15日(木) 午後
大江ビル13階
BCPの基本について、実例を交えながら
詳しく解説します。
- 応用コース
平成31年1月17日(木) 午後
大阪産業創造館
実際にパソコンを使ってBCPの文書を
作成します。

廃棄物収集作業向上研修会

- 平成31年3月8日(金) 午後
大江ビル13階
産業廃棄物処理業現業従事者やその管理者の
実務能力の向上を図ります。



「今日も一日ご安全に!!」



公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

廃棄物処理先進事例調査

平成30年8月24日（金）13：30より本会収集運搬部会の先進事例調査として香川県さぬき市にある株式会社タダノ志度工場を訪問し、目下、発売に向けて開発が進められている過負荷防止装置付の移動式クレーン等の製造現場を見学しました。



第25回 株式会社タダノ・志度工場

■概要 (2018年6月26日現在)

商号	株式会社タダノ TADANO LTD.
資本金	13,021,568,461円（発行済株式の総数 129,500,355株）
設立	1948年8月24日
従業員数	単独1,428名 連結3,311名（2018年3月31日現在）
事業内容	建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売 ※国土交通省の基準をクリア、下記指定を受けている。 国土交通省低騒音型建設機械 国土交通省超低騒音型建設機械 国土交通省排出ガス対策型建設機械（2次基準） 特定特殊自動車 排出ガス基準適合車 ディーゼル特殊自動車（平成18年・平成19年） 排出ガス規制適合車（3次基準） 特定特殊自動車排出ガス基準適合（オフロード法）
本社所在地	香川県高松市新田町甲34番地
代表者	代表取締役 社長 多田野 宏一 代表取締役 副社長 鈴木 正

経営理念について

創 造：工夫による前進と誇りうる品質のために創造しましょう。

奉 仕：顧客の利益と住みよい社会の建設のために奉仕しましょう。

協 力：私達の幸福と堅い心の結びつきのために協力しましょう。

という経営理念を事業目的とし、平成16年4月より、「世界に、そして未来に誇れる企業目指して」をビジョンとして掲げ、「安全・品質・効率」を追求している。

また、平成20年度には、新たに事業領域を「(移動機能付)抗重力・空間作業機械＝L E (Lifting Equipment)」と定め、L Eという事業領域の中で、さらなる成長を目指し、10～15年後を目処に、L E世界NO.1となることを長期の大きな目標としている。

志度工場について



◀志度工場全景

同社グループのマザー工場として、高度な製造技術を世界各地の工場に展開し、同社のグローバル生産体制の中心を担っている。また、L E世界NO.1の達成と、感動品質を実現するため、日々製品の信頼性を高める活動を行い、さらに最小コスト、最短リードタイム、最大量の生産を目指している。



▲柿中部会長の挨拶

- 所在地 香川県さぬき市志度5405番地 3
- 敷地面積 約200,000㎡
- 建築面積 約94,000㎡
- 生産能力 約2,400台/年 (安全最優先により実績としては、約113台/月)
- 沿 革 1980年：操業開始
- 1982年：ラフテレーンクレーンの生産を高松工場より移転
- 1987年：トラッククレーンの生産を高松工場より移転
- 1992年：オールテレーンクレーンの生産開始

1993年：シリンダの生産を高松工場より移転
 2006年：トラッククレーン用キャリアの生産開始
 2014年：トレーニングセンター※1を開設
 2016年：低音試験棟※2を建設

※1 トレーニングセンター

高品質なアフターサービスを提供するため、自社製品のサポートに携わるサービス員の育成に取り組んでいる。屋内・外実習場を有し、製品実機を使用して実技講習や故障診断講習が実施されている。

※2 低温試験棟

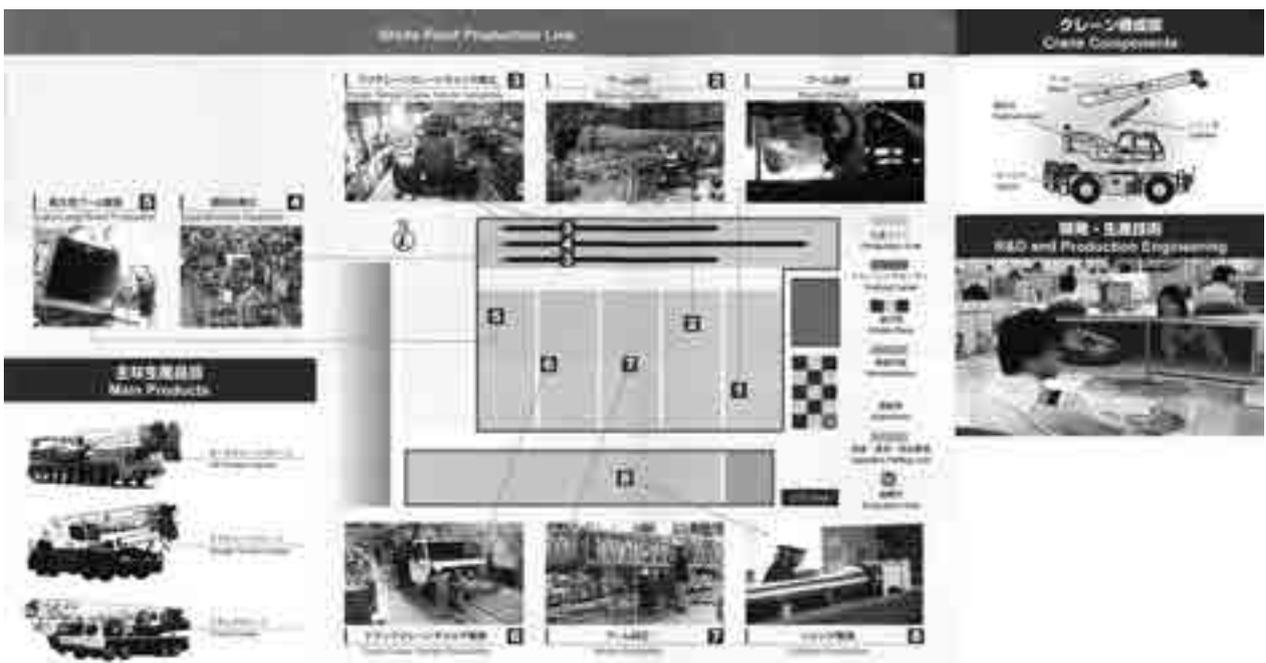
同社の製品は、ロシア、カナダ等の非常に寒冷な地域でも活躍していることから、日本の自然環境下では再現できない低温状態（-40～+60℃）を作り、低温条件下で各種機能試験を行い、さらなる品質向上に取り組んでいる。



※1 トレーニングセンター



※2 低温試験棟

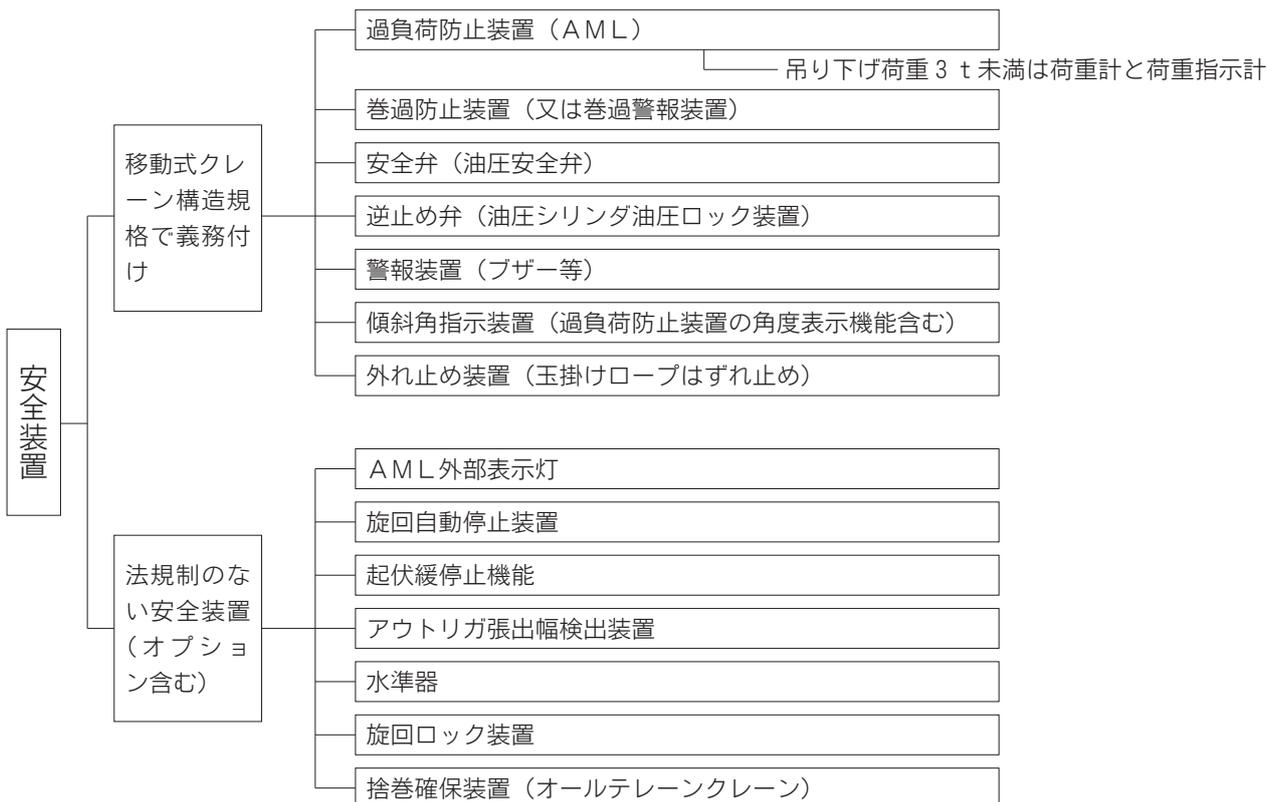


志度工場の生産ライン

■移動式クレーン構造規格（過負荷防止装置）

移動式クレーンの安全装置について

移動式クレーンには、クレーン作業を安全に行うために安全装置を取り付けることが移動式クレーン構造規格によって義務付けられている。



過負荷防止装置に対する規制の一部改正について

吊上げ荷重が 3 t 未満の移動式クレーン等による死亡災害が移動式クレーンによる死亡災害の約半数を占め、また定格荷重を超えた荷を吊り上げたことが原因とされる災害も繰り返し発生している現状を踏まえ、2018年2月26日に、クレーン又は移動式クレーンの過負荷装置構造規格等の一部が下記のとおり改正されたことを受け、同社が製造する吊上げ荷重 3 t 未満のカーゴクレーンも、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えたものに変更すべく、目下、製品化に向け開発が進められている。

適用日 2018年3月1日

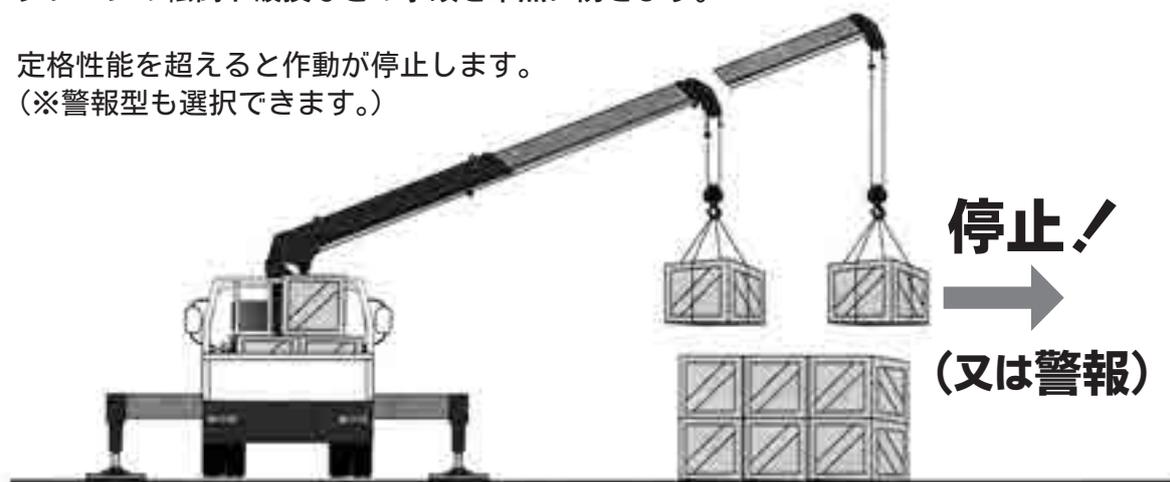
経過措置 2019年3月1日前に製造された移動式クレーンは、改正前の規格によることができる。

適用範囲 2019年3月1日以降は、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えた製品のみ製造となる。

具体的には、クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格又は一般社団法人日本クレーン協会規格JCAS2209-2018（積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準、以下「協会規格」という。）に準拠し、その内容は、吊り荷の重さが定格性能を超えると作動が停止（又は警報作動）するというものである。

作業状況に応じて変化するクレーンへの負荷をつねに計測し、クレーンの転倒や破損などの事故を未然に防ぎます。

定格性能を超えると作動が停止します。
(※警報型も選択できます。)



工場では、実機による操作実演も行っていただいた。車両のブームと後輪の間にクレーンが固定された角度で行われる吊上げ作業が最も横転しやすいので、注意が必要とのことである。

経過措置によれば、現在使用されているクレーンには適用されず、引き続きそのまま使用可能となるが、改正後の規格を満たすものに比較して危険性が高いため、厚生労働省は一般社団法人日本クレーン協会に対し、計画的な更新を求め、協会規格を満たす定格荷重制限装置及び定格荷重指示装置を備え付けるものが望ましいとしている。また、同社からの説明においても、ゼネコンやJR、NEXCO西日本等を中心に独自のルールで改正後の規格を満たすクレーンの使用が推奨される動向に言及されていた。

今後の展開としては、次年初めに価格を含めた製品内容をある程度公表できるものとされている。また、現在使用中のクレーンに対しても、装置の「後付け」を行えるよう柔軟な検討が進められているとのことである。なお、この改正並びに変更は車両の登録に影響するものではない。

■まとめ



集合写真

よく他のレポートにおいても指摘されている点ですが、廃棄物処理業の事故発生率は、他業種に増して格段に高いという実情が依然としてあります。とりわけ廃棄物の積込作業や積卸作業においては、その傾向が顕著と言えます。運転手や収集作業者の力量不足という側面も多分にあると思われませんが、同時に危険性を下げる収集車両の構造開発を追及していくことも不可欠と考えます。

「創造・奉仕・協力」の経営理念の下、「安全・品質・効率」を追求することを掲げていらっしゃる株式会社タダノにおかれまして、当日のご説明では、その中でも「安全」が第一というご発言がありました。このような確固たるお考えにより製造されるクレーンは、正にLEという事業領域の中で世界NO.1を目指されている企業が製造するに相応しいものと思います。

この度の「過負荷防止装置に対する規制の一部改正」を受けた一連の開発・製品化におかれまして、きっと、安心・安全で効率のよい廃棄物収集作業に大きく寄与するようなものを、私達に供給していただけることとご期待申し上げます。

最後に、訪問に当たり、大変お忙しい中、ご挨拶をいただいた徳住工場長様、長時間にわたり誠実にご対応、ご説明くださった総務部の宮川総務グループマネージャー様、LE開発第二部小型開発ユニットの森アシスタントマネージャー様、近藤サブユニットマネージャー様、そして遠方よりお出ましいいただいた関西支店小型営業グループの田村主査様に心からお礼申し上げます。

(文責 池辺 充)

事業案内

Business Prospectus

電子マニフェスト導入実務研修会

平成30年10月17日(水)
10時00分～12時00分

大阪私学会館3階 会議室
大阪市都島区網島町6-20

電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法、業界別の具体的な運用方法等を重点とした研修会です。参加費は会員、非会員ともに無料です。

JWNETウェブサイト <http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

電子マニフェスト操作体験セミナー

平成30年11月28日(水)
10時00分、14時00分
平成31年2月5日(火)
10時00分、14時00分

大阪産業創造館 パソコン実習室
大阪市中央区本町1-4-5

これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、電子マニフェストのデモシステムを使用し、基本的な操作方法をご説明いたします。パソコンを一人一台ご用意いたしますので、実際の画面を見ながら、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験していただきます。参加費は会員、非会員ともに無料です。

JWNETウェブサイト <http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー(基礎コース)

平成30年11月15日(木)
13時30分～16時40分

大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階

産業廃棄物処理業界は生活環境の保全及び公衆衛生の向上という公益目的性の高い役割を担っており、特にBCP(事業継続計画)策定が重要な業界であります。災害等における対応を事前に定めておくことで、被災後の事業への影響を最小限にとどめるためにも非常に重要な取り組みとされていることから、産業廃棄物処理業界に特化したBCP策定のためのセミナーを開催いたします。参加費は会員は無料、非会員はお一人につき2,000円です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー(応用コース)

平成31年1月17日(木)
14時00分～16時00分

大阪産業創造館 パソコン実習室
大阪市中央区本町1-4-5

協会発行の「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン」に収録されたテンプレートを使って、実際にBCPの文書を作成するセミナーを開催いたします。パソコンをおひとりに1台ご用意し、それぞれの会社に合わせて作成したBCPの文書は会社へお持ち帰りいただきます。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円です。申込方法は詳細が決まり次第、弊会ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト <http://www.o-sanpai.or.jp>

今年もさんぱいフォーラム開催します

地域社会の持続可能性を産業廃棄物業界の視点で考える

2018年11月22日(木) 13:30~

16:30終了予定

in 大阪産業創造館(産創館)4Fイベントホール

1年に1度

環境についてみんなで考える特別な日



入場無料



定員

300名様



先着順



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

「地域社会のインフラ」、「3Rの推進」、そして、「環境・経済・社会の課題解決」へ。2015年に国連で採択されたSDGsに照らし、廃棄物処理業・施設のこれからの役割を考察し、持続可能な地域社会について参加者皆様と考えます。

1 MAMORU
まもる

2 MEGURU
めぐる

第3回
テーマ

3

KAWARU
かわる

SDGs世代の環境ビジネス

協会ホームページからもお申込みいただけます。 <http://www.o-sanpai.or.jp>

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中!

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでのプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

- 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
- 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Lifeオンラインのバックナンバー

5月23日 _____

Vol.89 ■ 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告について

5月25日 _____

Vol.90 ■ (大阪府からのお知らせ)「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」のご案内

6月11日 _____

Vol.91 ■ 平成30年度施設見学会について(ご案内)

6月11日 _____

Vol.92 ■ リスクアセスメント推進研修会の開催について(ご案内)

6月12日 _____

Vol.93 ■ 第6回定時総会ならびに法人化三十周年記念式典・祝賀会のお礼

6月13日 _____

Vol.94 ■ 低炭素化補助事業(廃棄物処理施設の省エネ化を図る事業)のご案内

6月20日 _____

Vol.95 ■ 優良認定推進研修会(電子マニフェスト及びエコアクション21に関する説明会)のご案内

6月21日 _____

Vol.96 ■ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について(周知依頼)

6月22日 _____

Vol.97 ■ (主催:大阪府商工会連合会)「事業継続計画(BCP)セミナー」のご案内

6月28日 _____

Vol.98 ■ 優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について(通知)

7月2日 _____

Vol.99 ■ 低炭素化補助事業のご案内
 ・低炭素型ディーゼルトラック普及加速事業の公募について
 ・先進環境対応トラック・バス導入加速事業の公募について

7月6日 _____

Vol.100 ■ 平成30年度第1回なにわサンパイ塾(女

性限定)のご案内

7月17日 _____
 Vol.101 ■ 建築物の解体時等における残置物の取扱いについて等

7月18日 _____

Vol.102 ■ 平成30年度産業廃棄物処理助成事業の募集について

7月24日 _____

Vol.103 ■ 産業廃棄物処理業の景況動向調査について

7月25日 _____

Vol.104 ■ 「建設汚泥リサイクル製品事例集」掲載募集のご案内(全国産業資源循環連合会)

7月30日 _____

Vol.105 ■ 「低炭素杯2019」の募集について

8月2日 _____

Vol.106 ■ 大阪府北部地震に伴い生じた災害廃棄物の処理に係る高槻市への協力について(経緯及び終了のご報告)

8月10日 _____

Vol.107 ■ 平成30年度安全衛生規程作成体験セミナーの開催について(ご案内)

8月16日 _____

Vol.108 ■ 平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について

8月21日 _____

Vol.109 ■ 平成30年7月豪雨により生じた災害廃棄物に係る特例省令の施行について

8月29日 _____

Vol.110 ■ 平成30年度『見える』安全活動コンクールについて(ご案内)

9月6日 _____

Vol.111 ■ 平成30年台風第21号による被害状況の確認について(情報提供のお願い)

9月7日 _____

Vol.112 ■ 平成30年度低炭素型廃棄物処理支援事業(廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業)の公募について

9月12日 _____

Vol.113 ■ 「大阪マラソン」に伴って生ずる産業廃棄物の処理のご協力について(募集)

主催 公益社団法人全国産業資源循環連合会
共催 公益社団法人大阪府産業資源循環協会、他

後援 環境省

キャリアアップを考えている方に必須の試験です！

産業廃棄物処理検定

～廃棄物処理法基礎～

試験日時

平成31年 **2月17日(日)**
10時00分～11時30分

場 所

こくみんかいかん
国民會館 武藤記念ホール
大阪府中央区大手前2-1-2
国民會館住友生命ビル12階
大阪メトロ(地下鉄)・京阪電車
「天満橋」駅から徒歩3分
※上記の他に全国11か所で同時開催

大阪会場定員

140名

受講料

7,020円(税込)

産業廃棄物処理検定に合格すると…

日頃から産業廃棄物処理に携わっている排出事業者や処理事業者の従業員の方を対象としています。合格者には合格証明書カードが交付され、お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で的確な提案をすることができる、廃棄物を適正に処理する上できちんとした知識を備えた人材であることの証明となります。

試験範囲

廃棄物の種類、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト、帳簿、保管基準、処理基準等に関する法令の基礎

【申込方法】 連合会ホームページからのウェブ申し込み

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>

産廃 人材育成

検索



【受付期間】 平成30年12月5日～平成31年1月18日(受付期間中であっても定員になり次第、受付締切)

【お問合せ先】 (公社)全国産業資源循環連合会 検定試験担当

TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820

新規入会会員紹介

正会員 ————— 平成30年6月～平成30年9月に入会した会員

株式会社 NEWing

代表者	川端千晶		
住所	〒590-0534 大阪府泉南市鳴滝2-4-19		
電話番号	072-447-6422	FAX番号	072-447-6651
業務内容	建設業		

退会会員 ————— 平成30年6月～平成30年9月に退会した会員

正会員

社名 フジワラ環境開発

賛助会員

社名 濱野建設(株)

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の15点から20点に引き上げられました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、平成30年5月28日に泉佐野市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」を本会ウェブサイトからダウンロードもしくは、本会にお問合せの上、ご入手していただき、必要事項をご記入のうえ、協会へ申請してください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

Member	会社名	株式会社 かねでんエンジニアリング		
会員紹介	住所	大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号		
	代表者名	青嶋 義晴	代表者役職	代表取締役社長
Information	従業員数	2,210名 (平成30年4月1日現在)	会社設立日	昭和15年5月21日

H I S T O R Y



塚
島
永
嗣

電力事業本部 変電工事部
PCB技術グループ 担当部長

インタビュー

本店：大阪市北区中之島6丁目2番27号
 福崎事業所：大阪市港区福崎3丁目1番176号
 (全国に44ヶ所の事業所、支店、営業所)

事業内容：

- 1 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、管工事、消防施設工事、土木工事、ほ装工事、塗装工事、とび・土工工事、建築工事、鋼構造物工事、水道施設工事、内装仕上工事の企画、調査、設計、施工、監理および請負
- 2 下記システムに関する開発、設計、製造、販売、点検・維持・管理・修理、貸付
 (1)受変電、制御等の電気システム (2)無線、光等の情報通信システム
 (3) コンピュータシステム
- 3 下記物品に関する販売、点検・維持・管理・修理、貸付
 (1)電気機械器具 (2)家庭用電気機械器具 (3)医療用器具
 (4)輸送用機械器具 (5)計装制御器具 (6)情報通信機械器具
 (7)防災設備器具
- 4 産業廃棄物の処理・リサイクルに関する事業
- 5 電気絶縁油の製造および工業潤滑油、重油等の販売
- 6 測量業
- 7 海上・港湾運送業、損害保険の代理業および倉庫業
- 8 貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業
- 9 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- 10 前各号に付帯関連する事業

U R L : <http://www.kanden-eng.co.jp/>

沿革

- 平成16年度10月 「株式会社かねでんエンジニアリング」設立
 平成17年度4月 マネジメント規程の制定
 12月 ISO-9001の全社認証を取得
 12月 総合教育センターの再開
 平成18年度4月 平成18年度入社式開催 (当社初めての新卒入社式21名)
 5月 社用車新塗装デザイン決定
 平成19年度5月 特定労働者派遣事業届出
 8月 第1回連携事例発表会開催
 10月 ポータルサイト「エンジポータル」スタート
 2月 倉庫業登録 (富田林機材センター)
 平成20年度4月 豊田支店 (現豊田営業所) でISO-9001の認証を取得

- 平成21年度 5月 京都支店 新社屋竣工
- 6月 5周年記念特別表彰「社長賞」(イノベーション賞) 4事業が決定
- 平成22年度 10月 和歌山支店 新社屋竣工
- 平成23年度 6月 福崎工場屋外タンク増設およびドラム/ガロン充填設備更新工事竣工
- 6月 畑中社長が就任
- 6月 知立営業所(現豊田営業所) ISO-14001の認証を取得
- 2月 大阪南支店 新社屋竣工
- 平成24年度 4月 安全管理基本方針を制定
- 平成25年度 5月 神戸支店 新社屋竣工
- 6月 滋賀支店 新社屋竣工
- 7月 「目指すべき企業像」「行動指針」新成長ビジョン策定
- 10月 関西電力グループ安全行動憲章に基づき「安全行動の誓い」を制定
- 11月 大淀事業所長・福崎事業所長の新設
- 平成26年度 5月 「低濃度PCB廃棄物無害化处理」に係る環境大臣認定を取得
- 7月 「エンジニアリング事業本部」「事業サポート本部」の2本部制の新設
- 10月 発足10周年
- 平成28年度 9月 大阪北事業所 新設営業開始
- 平成29年度 6月 青嶋社長が就任
- 7月 東京支店開設

I N T E R V I E W

電力インフラを支える総合エンジニアリング企業

— 御社事業の概要を教えてください。

塚島：当社は関西電力グループの一員として、主に電気設備のコンサルティングから設計・施工・メンテナンスまでを一貫して行っている総合エンジニアリング企業です。一般に分かりやすい仕事は、皆さんの各家庭に電力を届ける電線・電柱といった配電設備や、送電網、変電施設など、電力インフラの構築と保守・点検でしょうか。それに加えて、事業所や工場などに向けた電気設備、空調・給排水衛生設備、情報通信設備、計装設備などの施工・保守を行っています。PCB廃棄物の処理は、電気設備工事事業の一環という位置づけですね。

この他、前身となった企業からの流れで、石炭火力発電所から発生する石炭灰の海上輸送、自社開発の電気絶縁油「サンオームオイルシリーズ」の製造販売、商社として日立製品を中心にエレベーターや鉄道車両の取り扱いもしています。絶縁油に関しては国内最大のシェアを持つトップ企業でもありまして、最近では菜種油を原料とした環境に優しい絶縁油「サンオームECO」を開発し、エコマーク認定も取得しています。



自社開発の電気絶縁油「サンオームオイル」

— PCB処理事業を始めるに至った経緯は？

塚島：PCBの処理については、電気設備工事事業者として、また絶縁油メーカーとして、当初から高い関心を持っていました。1992年には、本格的にPCBの化学処理技術の研究に着手。脱塩素化反応を利用

INTERVIEW

しPCBを分解する技術として、95年に低濃度油処理技術(t-BuOK法)、96年に高濃度油処理技術(Pd/C法)をそれぞれ開発し、のちに特許を取得しています。一方で、社会的には2000年ごろからPCBの全廃に向けた議論が盛り上がり、2001年には特措法が制定され、日本環境安全事業(株) (JESCO/現・中間貯蔵・環境安全事業(株))の発足など国内の処理体制が整えられていきます。

こうした流れを受け、当社は特許技術を背景に、関西電力の低濃度PCB汚染柱上トランスの処理施設である「柱上変圧器資源リサイクルセンター」の設計・施工、委託運営を受注。また、JESCO大阪PCB処理事業所のPCB廃油処理施設の設計・施工、同じくJESCO北九州PCB処理事業所のII期施設のうち中間処理施設の設計・施工を受注し、低濃度・高濃度の処理を本格化させていきました。さらに、PCB含有測定分析事業や、抜油や機器解体も含めたPCB収集運搬事業といった部分に展開し、保管事業者の要望へ総合的に応じられる体制を整えていった次第です。

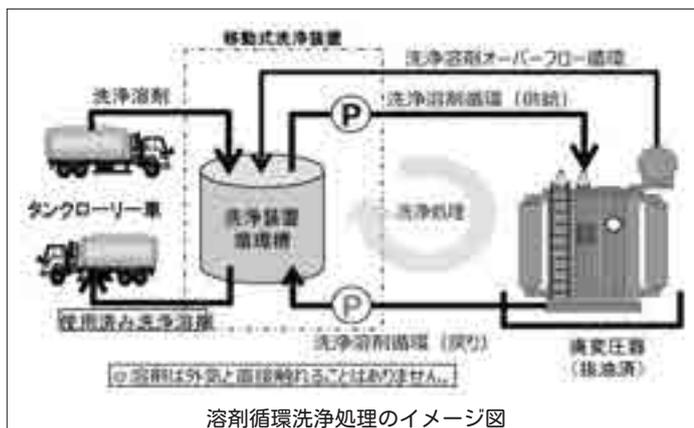
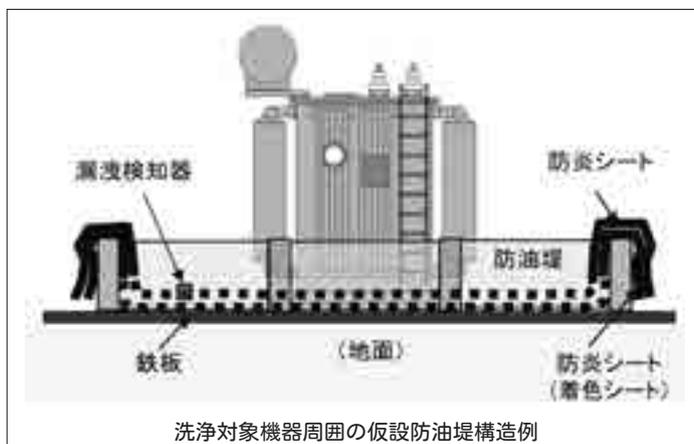
その後、微量PCB汚染廃棄物の問題が顕在化した際に、当社も無害化技術の開発を進め、2008年に「溶剤循環洗浄法」を確立。当初は加温しての処理だったのですが、のちに常温処理で国の技術認定を受け、2014年5月に環境省より国内初となる洗浄方式での無害化処理認定を得て、微量PCB汚染廃電気機器の洗浄処理を開始しました。

環境と顧客に配慮したPCB処理体制を構築

——溶剤循環洗浄法とはどんな処理方法でしょうか？

塚島：大型から超大型の微量PCB汚染廃電気機器（変圧器類）を、解体せず現地で、溶剤を利用して洗浄する技術です。大きな特徴としては、常温・常圧という穏やかな条件で、動的機械も溶剤を循環させるポンプのみと、周辺への環境影響が少ない点が挙げられます。一般的な洗浄溶剤でPCBを除去するのみで、化学反応を伴わないため副生成物が発生することもなく、排ガスや排水もありません。加えて、洗浄処理としては比較的短時間な24時間で処理が可能と、安全・低環境負荷の処理となっています。

具体的なフローとしては、現地調査や施工計画の立案、各種申請を経たうえで、現場で事前準備として仮設防油堤などを設置。漏洩対策を施し、移動式洗浄装置「スピカ」(※本紙表紙写真手前の施設)を搬入して、処理対象機器と接続します。気密試験で安全を確認して洗浄溶剤を張り込み、洗浄処理を開始。循環洗浄8時間・浸漬洗浄16時間を1サイクルとし、自主管理基準のPCB濃度0.4mg/kg以下となるまで洗浄する流れです。洗浄済みの対象機器は適宜解体して処分しています。変圧器に使用されている金属は銅や鉄などが多く、有価物として売却し、リサ



I N T E R V I E W

イクルされることとなります。

処理実績としては、今年8月末時点で全国で275台の認定を得ており、このうち207台の処理を終えています。これは、移動式洗浄処理として国内No.1の処理数です。

——汚染機器の保管事業者にとっては少ない負担で処理ができるのですね。

塚島：他の洗浄方式と違い、加温に熱エネルギーを使いませんし、ポンプ以外の動力もありませんから、コスト面でも優れた技術ですね。そもそもPCB廃棄物の処理はコスト面と並び、制度や手続きが複雑で、専門知識を持たない保管事業者にとっては処理のハードルが高いという問題を抱えてきました。それゆえ保管事業者の負担を削減するというのは、非常に重要な要素と考えています。当社では、PCB廃棄物処理に関するコンサルティングから処理計画の立案、各種届出のお手伝いなどの付帯業務も含めたトータルサービスを展開しています。

もちろん、処理に関しても洗浄方式に限りません。営業提携を結んでいるDOWAエコシステムグループでの焼却処理や、使用中の電気機器のPCBを除去する課電自然循環洗浄法の適応など、多数のメニューを取り揃え、ワンストップかつトータルに対応することで、保管事業者にとってベストな提案が可能な体制を整えています。

電気設備のプロフェッショナルとして貢献を

——安全面では、どんな取り組みをされていますか？

塚島：PCBは有害性があり、油ですから可燃性でもあるうえ、法律上特殊な扱いが求められます。したがって社内ですっかりと検討したうえでマニュアルを作成し、必要な資格者もピックアップして社員教育へ反映しています。現場での作業についてもリスクアセスメントを行い、危険性の可視化やリスク低減策を徹底しました。設備面でも、洗浄装置には各種漏洩対策を施し、万が一の災害発生にも備えた地震計も備えています。

また、これは全社的な取り組みですが、当社の大阪北事業所に総合教育センターは、「安全体感訓練施設」を整備しました。同施設は、労働災害を模擬的に実体験できる訓練設備となっており、例えば重量物による手指の挟まれ、回転体への巻き込まれといった事故を訓練として体験することで、個々人の危険感受性の向上を図っています。



総合教育センターの「回転軸巻き込み体験」

——今後の抱負を聞かせてください。

塚島：初めにお話したように、当社の本業は電気設備の総合エンジニアリング企業で、PCB処理事業はその営業メニューと位置付けています。電気設備に関する相談事のひとつとして、PCB汚染機器処理があるということです。処理期限のある分野でもありますし、PCBの処理を入口として、いかに電気設備工事業へと顧客をつなげていくかと考えて、事業展開しています。実際に、処理に伴って機器を入



取材に対応していただいた(左から)電力事業部変電工事業部PCB技術グループの垣井清澄氏、山本秀幸氏、塚島永嗣担当部長

I N T E R V I E W

れ変える必要はあるわけですから、その導入や点検・メンテナンスなども併せてお任せいただければ幸いです。処理技術に関して、他のターゲットへの応用を模索中です。

もちろん、PCBは社会的な負の遺産ですし、継続して無害化を進めていくこともまた、当社の役割だと考えています。その意味で、国には洗浄処理の申請・認定の合理化を図ってほしい。現状の法制度では、洗浄処理を行うには場所ごとに都度の申請が必要となるため、申請から許可までにどうしても時間がかかってしまうのです。処理の迅速化を進める意味でも、ぜひ検討していただきたいですね。

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	山 本 秀 幸
所 属	変電工事部 PCB技術グループ
自己紹介	<p>私がPCB関連事業に携わって16年経ちました。低濃度PCB油処理施設の建設・運転に11年、高濃度PCB油処理施設の保守業務等に1年、微量PCB汚染機器の処理に4年です。</p> <p>現在の主な業務は洗浄溶剤の管理、手配です。移動式洗浄装置スピカ（SPICA）が7台あり、最大7地点でPCBの無害化処理を実施するため、お客さまのご要望を踏まえ、工程に支障が出ないように洗浄溶剤の手配を実施しなければなりません。</p> <p>また、処理費用の低減等、今後の事業に活かしていくため、過去の実績データの整理・検証・分析も実施しています。</p> <p>PCBの処理は法律で期限が決まっているため、これからも職場の仲間と力を合わせて、着実に無害化処理を進めていきます。</p>

会社から
の一言

PCB技術グループには、営業、申請、技術、施工調整の職能があます。それぞれが連携して、はじめて溶剤循環処理事業が機能しますが、施工調整は、正に縁の下での力持ちの立場にあります。

洗浄に使用する溶剤の保管場所での管理、保管場所と洗浄現場間の溶剤の運搬、そして、溶剤の購入、売却、焼却処理の手配等が主な仕事になります。

更に、洗浄現場との工程調整、移動式の洗浄装置の保管場所と洗浄現場間での運搬も担います。

溶剤は、繰返し使用するので、PCBの濃度によって保管するタンクを区分し、使い分ける必要があり、PCB濃度によって価値も変わるため、資産としても適正に管理しなければなりません。

こうした複雑な運用を担って初めて、溶剤循環洗浄処理が回って行きます。目立ちませんが、常に段取りと工夫の連続です。これからも、事業の全体を見渡しなが、的確な調整を担って行って欲しいと思います。

リサイクルや不法投棄撲滅を推進・啓発 / イラストデザイン大募集

あなたがデザインする
イラストのあったグッズが
多くの方々に配られます！
ワクワクする様なイラストを
お待ちしております。



公益社団法人大阪府産業資源循環協会では、持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全の大切さについて、少しでも多くの方々に問題意識をお持ちいただくために、廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅を推進・啓発する目的で、ゴミの処分場跡地への植樹を行っています。今年度も参加者に配布する啓発グッズの「タンブラー」のイラストデザインを募集します！このイラスト募集への参加により、着様の環境に対する意識がより一層高まるきっかけとしていただけるよう、多数のご応募をお待ちしております。

応募締切 平成30年10月26日(金) ※日付印刷あり

募集要項

応募資格	下記テーマに関心のある方(専門性不問)	賞 金	本会の総務広報委員会より厳正な審査を行い、次の各賞を決定します。
テ ー マ	リサイクルの推進や不法投棄の撲滅	①優秀賞	1作品(表彰状、副賞としてクオカード1万円分贈呈)
賞 額	①応募用紙2の様式を使用、画材は自由 (イラストは350mm用タンブラー一面に描きます) http://www.o-csnpd.or.jp/ ※様式は本会ホームページからダウンロードしてください	②佳作	1作品(表彰状、副賞としてクオカード1万円分贈呈)
		③優良賞	1作品(表彰状、副賞としてクオカード1万円分贈呈)
		④優秀賞	1作品(表彰状、副賞として3,000円相当の記念品贈呈)
		⑤佳作	数名(表彰状贈呈)
		⑥佳作	数名(表彰状贈呈)
		⑦⑧の入賞者には本会から直接連絡いたします。	
		応募方法	応募用紙1及び応募用紙2を本会まで郵送してください。 応募用紙はいずれもコピー可 送付先 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階 公益社団法人大阪府産業資源循環協会 「イラストデザイン大募集」係

公益社団法人大阪府産業資源循環協会
〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル3階

☎06-6943-4016

新刊 紹介

平成30年度 廃棄物管理士講習会テキスト

～平成29年10月施行改正令等(水銀関係)・平成30年4月施行改正法対応～

編者：環境教育研究会

販売：公益社団法人大阪府産業資源循環協会

定価：会員1,500円(税込)、一般2,000円(税込) 発行日：平成30年7月1日

公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」を養成するための講習会用にまとめられたテキスト廃棄物処理法や環境保全関係法令による規制内容や事務等、廃棄物管理の実務に必要な事項を網羅。



第1講 環境保全に関する法体系

本講の目的

1. 環境基本法
2. 循環型社会形成推進に関する法令

考查対策

第2講 廃棄物処理法の概要

本講の目的

1. 法の目的と廃棄物の定義
2. 事業者の責務
3. 産業廃棄物処理業
4. 産業廃棄物処理施設
5. 産業廃棄物の処理等に係る特例制度
6. 投棄・焼却・指定有害廃棄物の処理の禁止
7. 行政処分等
8. 罰則

考查対策

第3講 産業廃棄物の保管と処理

本講の目的

1. 保管の基準
2. 収集運搬の基準
3. 中間処理又は再生にあたっての基準
4. 最終処分の基準と最終処分場

考查対策

第4講 産業廃棄物の委託処理

本講の目的

1. 委託処理における事業者の処理責任
2. 廃棄物情報の把握
3. 処理業者の選定
4. 委託基準の遵守
5. 廃棄物情報の提供
6. 委託契約書の作成
7. 処理状況の確認

考查対策

第5講 産業廃棄物管理票

本講の目的

1. マニフェスト制度の概要
2. マニフェストの交付
3. マニフェストの写しの送付
4. マニフェストの確認と対応
5. マニフェストの写し等の保存
6. マニフェスト交付等状況報告
7. 電子マニフェスト
8. 勧告等

考查対策

第6講 帳簿

本講の目的

1. 帳簿対象者
2. 帳簿の記載事項
3. 帳簿の記載期限
4. 帳簿の保存等

考查対策

資料集

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

●改正廃棄物処理法
政省令案等の概要
●医療機関に退蔵されている
水銀血圧計等回収マニュアル



第63号 (平成27年12月4日発行)

●第3回地球環境保全のための
3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」



第64号 (平成28年3月25日発行)

●廃棄物の処理及び清掃に
関する法律等の見直しに
関する意見



第65号 (平成28年6月10日発行)

●食品廃棄物の不正転売防止
に関する産業廃棄物処理業
者等への立入検査マニュアル



第66号 (平成28年9月14日発行)

●待ったなし!
加速する
PCB廃棄物の処理



第67号 (平成28年11月25日発行)

①第1回さんばいフォーラム
②廃棄物処理制度の見直し
(MAMORU) 終了報告
③産業廃棄物処理の現地確認
方向性(意見具申)



第68号 (平成29年3月25日発行)

①廃棄物処理法改正案
(平成29年3月10日閣議決定)
②廃棄物処理法施行規則改正
(平成28年4月28日公布)



第69号 (平成29年6月9日発行)

①水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行
令等の改正概要について
②食品廃棄物の不正転売事案について
(総括)
③排出事業者責任に基づく措置に係る
チェックリスト



第70号 (平成29年9月26日発行)

産業廃棄物処理業の
振興方策に関する提言
平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会



第71号 (平成29年12月1日発行)

①第2回さんばいフォーラム
(MEGURU) 終了報告
②廃棄物処理法施行令の改正
③バーゼル法施行令の改正



第72号 (平成30年3月26日発行)

●有害使用済機器の保管等
に関するガイドライン
(第1版 平成30年3月環境省)



第73号 (平成30年6月11日発行)

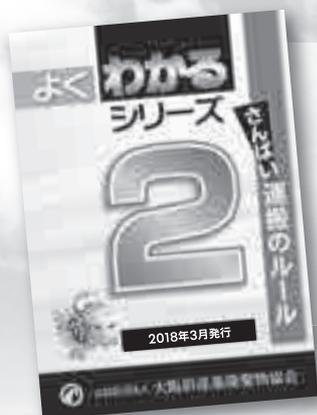
連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会の

分かりやすく コンパクト 必携の一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末にはマニフェストについてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。

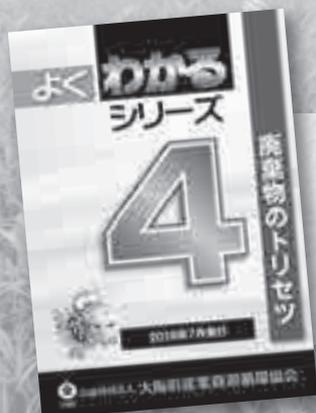


よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。

よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ & A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。

廃棄物法制等普及促進シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 1
● 通知で見る廃棄物処理法



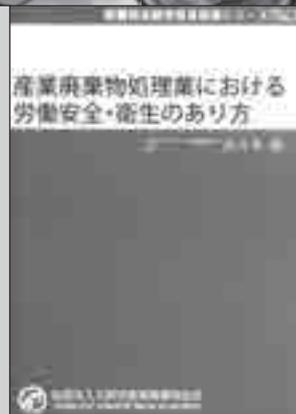
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 2
● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 3
● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 4
● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析



初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 5
● 廃棄物収集作業マニュアル



初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 6
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 7
● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方



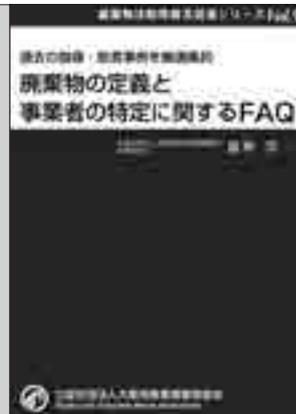
2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 8
● 汚染土壌処理の
法規と実態



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 9
● 廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 10
● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 11
● 地域における3R社会の未来
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)



2016年11月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 12
● 廃棄物処理先進事例
調査報告書



2017年12月1日発行

マニフェスト・スマートプラス

平成30年4月1日～平成31年7月末 無料体験期間（ご意見をお寄せ下さい）

提供開始のお知らせ

☑ マニフェスト・スマートプラスなら
パソコン^{※1}を使ってこんなことが可能に！

☑ マニフェスト 管理

☑ 行政報告 関連文書管理

☑ 委託契約 作成期限管理

☑ 許可能 期限管理

システム利用料
今なら無料！^{※2}



マニフェストの取り扱いにこんなお悩みありませんか？
「マニフェスト・スマートプラス」が解決します！

❓ 産業廃棄物の取り扱いが少ないけど大丈夫？

「マニフェスト・スマートプラス」は取り扱いが少量・少頻度の方に利用しやすいサービスです。

❓ 導入したくても自分達だけではダメ？

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者（最終処分業者）の3者が揃わなくても利用可能。どなたでもマニフェストのデータを管理できます。

❓ データにするとセキュリティ面が心配...

独自に開発したアプリケーションを利用するので、ファイルは外部から安全に保護されます。^{※3}

❓ 追加費用はかからない？

運用後のバージョンアップは無料です。追加の作業かつ追加費用はかかりません！

❓ 将来は電子マニフェストを導入したいけど...

今後、EDI方式により電子マニフェスト情報処理センターJWNETに接続・登録予定です。^{※4}

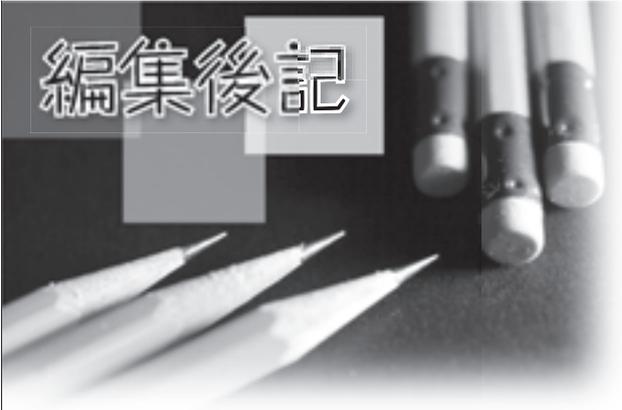
お試しインストールのお申し込みはこちらから
http://www.zensanpairen.or.jp/manifest_plus/

*1 インターネットに接続されたパソコンが必要です。Microsoft Officeがインストールされている必要があります（無料版にて2016まで対応）。日本法人がシステムは制限はありません。OSはWindowsのみ対応（バージョンは問いません）。なお、Macでは動作しません。

*2 平成31年8月から利用料をお支払いいただけます。利用料は平成30年度末に公表します。

*3 入力・登録されたデータはクラウドサーバ上に保存されます。

*4 詳しい詳細は報告のところで未定です。



編集後記

チップと共に

私は木くずの中間処理を手がけており、今年で会社設立50周年を迎えます。創業当時、弊社のある大阪市住之江区平林地域は製材所、合板工場が花盛りで、町が元気に賑わっていた事を幼稚園児だった私も覚えています。

木質チップ化事業の始まりは昭和45年、先代である父がこの地区の製材からの端材を製紙原料チップ化したことです。

その後、昭和48年家屋解体から発生する建設廃材の再利用したリサイクルチップの展開で製紙業界からも注目が集まり始め、リサイクルチップの需要が増えました。

昭和59年は木質系のボードメーカー、ボイラーメーカーからもリサイクルチップの需要が高まり、木くずの発生もそれまで以上に増え始め当初は良かったのですが……。今のコンクリートガラの現状と一緒に需要と供給のバランスが悪く、木くず発生量が多くなり破碎後のチップ材の供給のバランスがスムーズに行かず、大変な時期がありました。

今現在は国が資源循環型社会を目指す中で、木くずのリサイクル需要性に世界規模で注目が集まり、地球温暖化対策のバイオマス発電等の取組みが始まり、木くずの重要性もまた一段と高まる中、チップと共に50年木くずのリサイクルに携わったノウハウを生かし当協会、社会貢献出来る様に精進致します。

高好 健二

Clean Life vol.74

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	北本かおり
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成30年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成30年 4月					大阪会場：27日		大阪会場：26日
5月	京都会場： 8日～9日 兵庫会場： 15日～16日				兵庫会場：11日 京都会場：23日		兵庫会場：10日 京都会場：24日
6月	奈良会場： 19日～20日				滋賀会場：13日 奈良会場：21日	京都会場： 27～28日	滋賀会場：14日 奈良会場：22日
7月	大阪会場： 3日～4日		兵庫会場： 11日～13日		兵庫会場：25日		大阪会場：5日 兵庫会場：24日
8月	和歌山会場： 8日～9日	兵庫会場： 28日～31日			大阪会場：2日 京都会場：8日		大阪会場：1日
9月	京都会場： 12日～13日				和歌山会場：19日 大阪会場：27日	兵庫会場： 11日～12日	和歌山会場：20日 大阪会場：26日
10月	大阪会場： 3日～4日 兵庫会場： 10日～11日			大阪会場： 22日～26日	兵庫会場：12日 京都会場：16日		京都会場：17日
11月	滋賀会場： 1日～2日				大阪会場：21日 奈良会場：22日		大阪会場：20日
12月	大阪会場： 19日～20日				兵庫会場：11日		兵庫会場：12日
平成31年 1月	兵庫会場： 22日～23日				大阪会場：11日 京都会場：18日	大阪会場： 31日～2月1日	大阪会場：10日
2月	和歌山会場： 19日～20日 大阪会場： 26日～27日	京都会場： 19日～22日	大阪会場： 13日～15日		兵庫会場：15日 和歌山会場：21日 滋賀会場：27日		兵庫会場：14日 滋賀会場：28日
3月	京都会場： 6日～7日				京都会場：5日 大阪会場：7日 奈良会場：20日		大阪会場：6日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場	大阪会場	奈良会場
 (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	 (公社) 大阪府産業資源循環協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	 (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場	兵庫会場	和歌山会場
 (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	 (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	 (一社) 和歌山県産業資源循環協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル1階)

Clean Life vol.74

クリーンライフ

第74号

平成30年9月28日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業資源循環協会

〒540-0011

大阪市中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 淵 昭 人

組織広報委員長 濱 田 篤 介

